

資料編

新たな原子力規制体制の構築(新規基準の施行まで)

(1)経過

平成 23(2011)年 3 月 11 日に発生した東日本大震災において、東京電力(株)福島第一原子力発電所は被災し、炉心溶融(メルトダウン)と水素爆発を伴う過酷事故(シビアアクシデント)によって、避難等の措置を講じた地域の範囲がEPZの範囲を超えるなど、極めて重大で広範囲に影響を及ぼす大量の放射性物質の飛散と汚染水の海洋流出などの原子力事故(*)を引き起こした。

当時、福島第一原発発電所から半径 20km 圏内の地域は、国が警戒区域として原則として立入りが禁止され、半径20km圏外の一部の地域も、計画的避難区域に設定されるなどして、これまでに、11万人を超える住民が避難し、現在も、多くの住民が避難生活を余儀なくされている。放出された放射性物質は、福島県だけでなく、東日本の広範な地域に拡散し、放射能汚染の問題は、子どもを含めた多くの人々に健康への影響に対する不安を与え、農畜水産物の生産者等に甚大な被害をもたらすとともに、消費者の不安も招くなど、国民生活に、極めて広範かつ深刻な影響を及ぼしている(*2)。

(※1)国際原子力事象評価尺度(INES)では、旧ソ連のチェルノブイリ事故と同じレベル 7(深刻な事故)とされる。

(※2)政府事故調査委員会「福島第一原発事故による被害の拡大防止及び同種事故の再発防止等に関する政策提言」(抜粋)

- ・福島第一原子力発電所事故は、その重大性の点からも、事故後対応において政府も当事者であった点からも、事業者である東京電力や政府とは独立した主体による、客観的かつ多面的な事故分析と課題の整理が求められ、国会、政府、民間、東京電力にそれぞれ事故調査委員会が設置され、それぞれの調査方針により事故の調査と検証を進めて、事業者と政府(行政)の事故防止対策、事故対応、防災対策等に不備、不手際、改善すべき課題が数多く存在していることが明らかになった。これらの具体的な問題を着実に解決するため、国・地方自治体・事業者は防災体制・各種計画の見直しや充実強化に継続して取り組んでいる。

○5つの事故調査委員会の概要

	国会事故調	政府事故調	民間事故調	東京電力(株)	第二民間事故調
名称	東京電力福島原子力発電所事故調査委員会	東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会	福島原発事故独立検証委員会	福島原子力事故調査委員会	福島原発事故10年検証委員会
委員長(座長)	黒川清(元日本学術会議会長)	畑村洋太郎(東京大学名誉教授)	北澤宏一(前科学技術振興機構理事長)	山崎雅男(東京電力代表取締役副社長(当時))	鈴木一人(東京大学公共政策大学院教授)
調査方針	事故及び事故による被害の原因、事故対応、原子力政策の調査検証と、それらを踏まえての提言を行う	事故及び事故による被害の原因の究明と被害の拡大防止及び同種事故の再発防止等の政策提言を行う	真実(truth)、独立(independence)、世界(humanity)をモットーとして、政府と東電の責任を検証する	事故原因を究明し、原子力発電所の安全性向上に寄与するため、必要な対策を提案する	政府の原子力安全規制、電力事業者のガバナンス、官邸の危機管理、実動部隊の連携やリスク・コミュニケーション等、各事故調査委員会で指摘された課題等について、事故後10年間の「学び」を検証する
提言と課題	〔7つの提言〕 ①規制当局に対する国会の監視、②政府の危機管理体制の見直し、③被災住民に対する政府の対応、④電気事業者の監視(含む国会による監視)、⑤新しい規制組織の要件、⑥原子力法規制の見直し、⑦独立調査委員会の活用	〔7項目の提言〕 ①安全対策・防災対策の基本的視点、②原発の安全対策、③原子力災害に対応する態勢、④被害の防止・軽減策、⑤国際的調和、⑥関係機関の在り方、⑦継続的な原因説明・被害の全容調査の実施	・独立性と専門性のある安全規制機関、米国の連邦緊急事態管理庁(FEMA)に匹敵するような過酷な災害・事故に対する本格的実行部隊、首相に適切な助言を行う独立した科学技術評価機関(機能)の創設等が必要	〔課題〕 (設備面) 徹底した津波対策、電源喪失を前提とした炉心損傷防止機能の確保、炉心損傷後の影響緩和策等 (運用面) ①緊急時対応態勢の確立、②事故情報の伝達・共有手段の改善、迅速かつ正確な情報公開、③資機材輸送に関する取り決め、④放射線管理教育の強化、内部被ばく評価方法の整備等 (国等に対して) ①津波などの外的事象の基準策定と国による審査の実施、②国が保有する津波データの利用等	①「規制の虞」という国会事故調の指摘から、規制のあり方を「宿題型規制」に変えたが、「効果型規制」をより重視すべき、②原子力事業の抱える「国策民営」という形態から抜け出していないリスクの改善、③重大事故に備えるに不可欠な確率論的評価手法が未導入、④電力会社の手に負えない重大事故が発生した時に備え、実動組織との連携計画、訓練等極めて危険な任務を遂行する際の「この国のかたち」を決めること等
報告書提出	平成24年 7 月 5 日	平成24年 7 月23日	平成24年 2 月27日	平成24年 6 月20日	令和 3 年 2 月19日

(出典)各報告書から抽出

【平成23年】

- ・7月 11日 内閣官房長官、経済産業大臣及び内閣府特命担当大臣で「我が国原子力発電所の安全性の確認について（ストレステストを参考にした安全評価の導入等）」をとりまとめる。
 - 安全上重要な施設・機器等が設計上の想定を超える事象に、どの程度の安全裕度を有するか、欧州各国で導入されたストレステストを参考に、新たな手続や安全評価を原子力事業者が行い、その評価結果を経済産業省原子力安全・保安院が確認し、更に内閣府原子力安全委員会がその確認の妥当性を確認する。
- ・8月15日 原子力安全規制に関する組織等の改革の基本方針について閣議決定
 - 原子力安全規制に関する組織について、原子力安全行政に対する信頼回復とその機能向上を図るための改革を進める。
- ・11月 17日 原子力安全委員会で「原子力発電所に係る防災対策を重点的に充実すべき地域に関する考え方」が示され、「UPZ半径30キロ」が了承される。

<旧 EPZを見直し、UPZとして半径 30km に拡大した経過>

- ・11月 1日 原子力安全委員会専門部会防災指針検討ワーキンググループ会議とりまとめ
- ・11月11日 原子力安全委員会専門部会(原子力施設等防災専門部会)とりまとめ
- ・11月17日 専門部会から原子力安全委員会(本委員会)に報告され、了承される
 - ☆原発事故時に、直ちに避難する区域「予防防護措置区域(PAZ)」を新設(概ね5km圏)。
 - ☆「防災対策を重点的に充実すべき地域(EPZ)」を、IAEAに合わせ「緊急防護措置区域(U PZ)」と改める。(概ね 30km圏)
- ・12月25日 鳥取県と中国電力が安全協定を締結(EPZ外で初)

【平成24年】

- ・1月23日 原子力防災への取り組み強化に係る自治体等への説明会開催〔環境省主催〕
 - 原子力防災への取り組み強化の全体像、地域防災計画の策定に向けたガイドラインの概要等(内閣官房原子力安全規制組織等改革準備室説明)
- ・2月17日 地域防災計画(原子力災害対策編)策定に関する県内市町村説明会
 - ※講師:内閣府原子力安全規制組織等改革準備室 金子参事官 会場:西部総合事務所会議室
- ・3月12日 鳥取県と島根県の原子力防災担当課が事前協議〔鳥取県庁〕
 - ※議題:原子力防災計画・避難計画の策定等
- ・6月17日 原子力災害対策特別措置法及び同法施行令 改正
 - 第 4条の2 国は、大規模な自然災害及びテロリズム等による原子力災害の発生も想定し、万全の措置を講ずる責務を有する。
 - 第 6条の2 原子力規制委員会において原子力災害対策指針を定める。
 - 第13条の2 原子力事業者にシビアアクシデントを想定した防災訓練の実施と報告を求め、必要な場合は改善その他必要な措置を命ずる。
 - 第23条の2 「原子力緊急事態解除宣言後も合同対策協議会を存続し、原子力災害事後対策について相互に協力する等を明記。
- ・6月20日 「原子力規制委員会設置法案」が参議院本会議において可決され成立
- ・6月27日 災害対策基本法の改正
 - 第2条 政府は、教訓を今後に生かすため、東日本大震災に対してとられた措置の実施の状況を引き続き検証し、防災上の配慮を要する者に係る個人情報の取扱いの在り方、災害からの復興の枠組み等を含め、防災に関する制度の在り方について所要の法改正を含む全般的な検討を加え、その結果に基づいて、速やかに必要な措置を講ずる。
- ・同日 原子力規制委員会設置法案 公布
 - 国家行政組織法に基づく3条委員会(環境省外局、事務局は原子力規制庁)
- ・同日 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(原子炉等規制法)の改正
 - 電気事業法の原子力発電所に対する安全規制を、原子炉等規制法に一元化
 - 「バックフィット制度」「40年運転制限」等の導入
- ・同日 原子力災害対策特別措置法の改正
 - 原子力災害対策指針の法定化等
- ・9月6日 防災基本計画(原子力災害対策編)を中央防災会議で決定
 - 原子力規制委員会設置法等の制定を踏まえた原子力災害対策の強化

- ・9月19日 原子力規制委員会設置法 施行(原子力規制委員会 発足)
→原子力安全・保安院、原子力安全委員会は同年9月18日をもって廃止
- ・9月19日 原子力災害対策特別措置法改正
→法律施行から6ヶ月が自治体地域防災計画の修正期限(平成25年3月18日まで
(根拠:原災法第28条及び災害対策基本法第40条))
→鳥取県地域防災計画(原子力災害対策編)に盛り込むことで、本県は関係周辺都道府県、米子・境港両市は関係周辺市町村に位置づけられる。
※本県においては、既に平成13年12月27日に県地域防災計画「原子力対策編(人形峠環境技術センター編、島根原子力発電所編)」の基本案決定。
平成14年4月16日付けで内閣総理大臣から基本案の承認通知
- ・10月4日 県と米子・境港両市の原子力防災関係課(総務・衛生・観光・福祉等)の打合会(県主催)
→「県避難計画」作成に関する意見交換(原子力安全対策 PT 会議各 WG 単位)
会場:米子コンベンションセンター
- ・10月24日 原子力規制委員会が拡散シミュレーション公表
※試算誤りにより、平成24年12月13日最終版公表
- ・10月31日 原子力規制委員会が原子力災害対策指針を改正原災法第6条の2に基づき、決定(法定化)
※旧原子力安全委員会が策定していた防災指針を見直し法定化、UPZ(緊急時防護措置準備区域:30km)等の定義化を実施
防護措置、緊急時モニタリング体制・緊急被ばく医療体制等の整備等
- ・12月10日 第6回原子力安全対策プロジェクトチーム会議で地域防災計画(原子力災害対策編)の全面修正内容を確認
【修正のポイント】
□県内に、防災対策を重点的に充実すべき地域として、UPZが設定されたことから、原子力災害対策指針を踏まえた地域防災計画の全面修正を実施
☆法令による新たな権限の追記
立入検査、防災業務計画の協議、専門家の要請等
☆島根県との連携
情報連絡、UPZの線引き*、モニタリング、OFCへの参加等
※UPZの範囲は、原子力災害対策指針で示された「概ね30km」を基本に米子市、境港市の地域防災計画に定めた区域とする。なお半径30kmの安全側に設定することとし、30kmに含まれる全ての最小単位の地区とする。
- 【平成25年】
- ・2月27日 原子力災害対策指針に安定ヨウ素剤の予防服用についてを明記
→PAZ 内住民への事前配布等、安定ヨウ素剤の予防服用の体制について明確化
- ・3月18日 鳥取県防災会議(地域防災計画(原子力災害対策編)の策定期限)
→鳥取県地域防災計画(原子力災害対策編)の全面修正を決定
(平成25年1月11日～平成25年2月7日:パブリックコメント)
- ・4月3日 原子力規制委員会が新規制基準の骨子を取りまとめ
(平成25年4月11日～平成25年5月10日:パブリックコメント)
- ・6月5日 原子力災害対策指針改正において、安定ヨウ素剤の服用は、原子力規制委員会が判断し、原子力災害対策本部が指示することとする等、配布・服用方法を具体化
- ・6月19日 原子力規制委員会が実用発電用原子炉に係る新規制基準を決定
- ・6月28日 新規制基準公布
- ・7月8日 新規制基準施行
→新規制基準は、東京電力(株)福島第一原子力発電所の事故の教訓を踏まえ、①地震、津波とも基準を強化した上で、既存の原子炉に対しても遡及適用(バックフィット) させることに加え、②基準における想定を超える事故や自然災害が発生した場合においても、炉心損傷、格納容器の破損、放射性物質の拡散等が生じないための対策を講じることを要求。
なお、東京電力(株)福島第一原子力発電所の事故の教訓を踏まえて必要とされた機能(設備・手順)は全て、平成25年7月8日の新規制基準の施行段階で要求するとともに、信頼性をさらに向上させるバックアップ施設については、新規制基準の施行段階で必要なシビアアクシデント対策等に係る工事計画認可の日から5年後までに適合することを要求。
- 【主な法律等(抜粋)】
→原子力規制委員会(平成24年9月設置)が、改正原災法第6条の2に基づき、原子力災害対策指針を策定(平成24年10月31日)。

(参考)原子力災害対策特別措置法(抜粋)

第六条の二 原子力規制委員会は、災害対策基本法第二条第八号に規定する防災基本計画に適合して、原子力事業者、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の者による原子力災害予防対策、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策の円滑な実施を確保するための原子力災害対策指針を定めなければならない。

2 原子力災害対策指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 原子力災害対策として実施すべき措置に関する基本的な事項
- 二 原子力災害対策の実施体制に関する事項
- 三 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の設定に関する事項

(参考)原子力災害対策指針(抜粋)

IAEAの国際基準を参考に原子力災害対策指針では、UPZは原発から概ね5～30km圏(PAZは原発から概ね5km圏)とすること等を定める。

第2 原子力災害事前対策

(3)原子力災害対策重点区域

②原子力災害対策重点区域の範囲

(i)発電用原子炉施設

(ロ)緊急防護措置を準備する区域(UPZ:Urgent Protective Action Planning Zone)UPZとは確率的影響のリスクを最小限に抑えるため、先述のEAL、OILに基づき、緊急防護措置を準備する区域である。

発電用原子炉施設に係るUPZの具体的な範囲については、IAEAの国際基準において、UPZの最大半径は原子力施設から5～30kmの間で設定されていること等を踏まえ、「原子力施設から概ね30km」を目安とする。

③原子力災害対策重点区域の設定に当たっての留意点

地方公共団体は、各地域防災計画(原子力災害対策編)を策定する際には、上記①及び②の考え方を踏まえつつ、原子力災害対策重点区域を設定する必要がある。その際、迅速かつ実効性のある防護措置が実施できる区域を設定するため、原子力災害対策重点区域内の市町村の意見を聴くとともに、上記のPAZ及びUPZの数値をひとつの目安として、地勢、行政区画等の地域に固有の自然的、社会的周辺状況等及び施設の特徴を勘案して設定することが重要である。

UPZに包含される地域は、複数の道府県の一部を含む場合も想定されるため、国が積極的・主体的に関与し、区域内での対策の整合を図り、複数の道府県間の調整等を行うことが必要である。

中国電力と鳥取県、米子市、境港市の原子力防災に係る今までの取り組み概要(平成11年度～令和4年度)

年度	中国電力	鳥取県	米子市	境港市
H11	■H11.12.27 「島根原子力発電所異常時等の鳥取県への連絡について(H11年12月27日付広原第9号)」により、鳥取県への異常時等の連絡体制を開始→鳥取県から米子市、境港市へ情報提供	○H11.10.5 JCO事故を受け、鳥取県議会議長名で、①安全管理・防災対策の充実、②鳥根県と同時に鳥取県へも連絡、鳥取県、市町村と対策マニュアルを協議について、中国電力へ申し入れ	H11.10.12 茨城県東海村の核燃料加工会社JCO東海事業所での「臨界被爆事故」を受け防災体制の強化、情報伝達、安全協定の締結について申し入れ	
H13	■H13.6.12 「島根原子力発電所異常時等の鳥取県への連絡内容の変更について(H13年6月12日付)」 →原災法の制定に伴う同法第10条事象発生時にも連絡することに変更	○地域防災計画 原子力災害対策編(島根原子力発電所)編を策定		
	■H13.11.26 「島根原子力発電所異常時等の鳥取県への連絡内容の変更について(H13年11月26日付)」 →発電所敷地内の放射能の連絡基準値の変更			
H17			H17.11.2 島根原子力発電所におけるプルサーマル計画、3号機の建設計画を受け米子市との安全協定締結について申し入れ	H17.11.28 2号機プルサーマル導入計画、3号機設置予定を受け、安全協定の締結について申し入れ
H18			地域防災計画(島根原子力発電所)編を策定	
H19				地域防災計画(原子力災害対策編)を策定
		○H19.6.22、7.9 中電との防災計画等の見直しに係る事前協議 ○H19.8.31本協議 通報連絡体制・基準、2号機プルサーマル計画、3号機建設等について		H19.9.20 中越沖地震により柏崎刈羽原子力発電所のトラブルを受け、安全協定の締結について申し入れ
		○H19.11.14本協議 県から中電への要望①原災法10条事象未達のトラブル事象の情報提供、②2号機プルサーマル導入に伴うEPZの見直し、③安全協定の締結又はそれに準じた通報連絡体制の充実、④第三者の専門家を入れた客観的な活断層調査の実施等	H19.10.17 新潟県中越沖地震における柏崎刈羽原子力発電所における災害発生を受け安全協定締結について申し入れ	
		○H20.3.7 「島根原子力発電所における平常時連絡事項の情報提供について(平成20年3月7日付第200700184133号)」により中国電力鳥取支社長へ防災監名で依頼		
H20	■H20.5.16 「島根原子力発電所における平常時連絡事項の情報提供について(回答)(平成20年5月16日付鳥支広11号)」 →鳥取県への平常時連絡事項の情報提供(核燃料輸送経路等の機微情報を除く)が開始。 →鳥取県から米子市、境港市へ情報提供			
	■H20.6.16 「島根原子力発電所異常時等の鳥取県への連絡内容の変更について(平成20年6月16日付広環エ第1号)」→放射能汚染を伴わない新燃料等の輸送事故も連絡することに変更			
H21		○H22.3.31 島根原発点検不備について、原因分析・安全対策の確立・情報公開等について申し入れ		
H22	■H22.4.30 点検不備に係る中間報告書を国に提出するとともに、県等へ報告	○H22.4.30 点検不備に係る中間報告を受けて、原因分析、再発防止策と安全体制の確立、情報公開と報告について申し入れ		H22.4.1 点検不備を受け、安全管理体制の徹底について、中国電力へ申し入れ
	■H22.6.3 点検不備に係る最終報告書を国に提出するとともに、県等へ報告	○H22.6.3 点検不備に係る最終報告を受け、安心できる運営体制の確立、再発防止策等の報告と情報公開、その他安全に係る情報の適切な報告と十分な情報公開と県民説明について申し入れ		
		○H22.9.3 島根原発の点検不備に係る鳥取県側での説明会の開催を検討するよう防災監から口頭申入れ	H22.9.1 島根原発の点検不備を受け米子市民に対する説明会の開催、米子市との安全協定締結について申し入れ	
	■H22.10.21 島根原発2号機運転再開について鳥根県等に報告するとともに国へ届出と、鳥取県等へ説明。	○H22.10.21 島根原発2号機運転再開にあたり、再発防止策の実行、県民が安心できる原発運営、取り組み状況等の報告及び情報公開等について申し入れ		H22.12.1 保守管理等の不備を受け、安全体制及び安全協定締結について申し入れ
	■H23.3.17、24 島根原発の津波対策について公表	○H23.3.14 福島第一原発事故を受けて、事故原因等を踏まえた点検等の実施と安全確保対策の実施について申し入れ	H23.3.15 福島第一原発での事故を受け、プルサーマル計画を含めた島根原発の耐震性・安全性について検証と結果の公表、安全協定締結について申し入れ	

年度	中国電力	鳥取県	米子市	境港市
	<p>■H23.4.13 島根原発の津波対策について公表</p> <p>■H23.4.22 島根原発における緊急安全対策の実施状況を国に報告</p> <p>■H23.5.16 島根原発の外部電源の信頼性の確保に係る評価及び対策の実施状況を国に報告</p> <p>■H23.6.14 島根原発におけるシビアアクシデントへの対応に関する措置状況について国へ報告</p>	<p>○H23.4.8 関西広域連合からとして、原発の一層の安全確保対策、原子力災害対策のための体制整備、自然エネルギー導入への積極的な取り組みについて緊急申し入れ</p> <p>○H23.5.27 知事から中国電力社長へ4項目(安全対策、監視体制強化、安全協定の締結、国へのEPZの拡大要望)について申し入れ【8.8 関西広域連合の一員として知事から申し入れ】</p>		<p>H23.5.9 東日本大震災を受け、安全協定締結について、中国電力へ申し入れ</p>
	<p>■H23.7.5 第1回島根原子力発電所に係る鳥取県原子力防災体制協議会〔合意事項：島根原発本部から直接本県へ情報提供〕※月1回協定締結に向けた協議を実施</p> <p>■H23.8.10 第2回島根原子力発電所に係る鳥取県原子力防災体制協議会〔合意事項：緊急車両の原発立入時の連絡報告はか〕</p> <p>■H23.10.11 第3回島根原子力発電所に係る鳥取県原子力防災体制協議会〔合意事項：島根原発本部から直接米子市、境港市へも情報提供〕</p> <p>■H23.11.17 第4回島根原子力発電所に係る鳥取県原子力防災体制協議会 〔「発電所の増設計画等に対する事前了解」は回答保留、「立入調査」は現地確認(本県等からの意見と誠実な対応を追加)等をお願いする〕</p> <p>■H23.11.25 第5回島根原子力発電所に係る鳥取県原子力防災体制協議会(発電所の増設計画等に対する事前了解)は、事前の報告をお願いします。〕</p>	<p>【島根原子力発電所に係る鳥取県原子力防災体制協議会については、同左】</p> <p>○H23.8.8 知事から中国電力社長へ、申し入れ(関西広域連合の一員として)</p> <p>【申し入れ項目】 原子力発電に関し、次の事項を目的とする協定を関西広域連合と締結すること①原子力発電所周辺地域の安全確保に向けた情報提供の徹底、②再生可能エネルギーの開発・導入に向けた取組の促進、③省エネルギーの取組促進・協定の締結や情報交換を行うための協議の場を早急に設けること、・立地県に隣接する府県と安全に関する協定の締結について協議すること</p> <p>○H23.11.26 知事、米子市長、境港副市長会議</p> <p>○H23.11.28 県議会全員協議会「島根原子力発電所に係る中国電力株式会社との協定について」</p> <p>○H23.12.15 知事、米子市長、境港副市長会議</p> <p>○H23.12.15 県議会全員協議会「島根原子力発電所に係る中国電力株式会社との協定について」</p>	<p>【島根原子力発電所に係る鳥取県原子力防災体制協議会については、同左】</p> <p>H23.11.26 知事、米子市長、境港副市長会議</p> <p>H23.12.1 市議会全員協議会</p> <p>H23.12.12 市議会全員協議会 挙手により賛成を「確認」</p> <p>H23.12.15 知事、米子市長、境港副市長会議</p>	<p>【島根原子力発電所に係る鳥取県原子力防災体制協議会については、同左】</p> <p>H23.11.26 知事、米子市長、境港副市長会議</p> <p>H23.11.30 経済厚生委員会勉強会</p> <p>H23.12.5 経済厚生委員会協議会</p> <p>H23.12.14 市議会本会議 全議員が賛否に係る意見を発言する。</p> <p>H23.12.15 知事、米子市長、境港副市長会議</p>
<p>12月25日 島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定及び運営要綱 締結</p> <p>※5月27日の中国電力山下社長(現会長)への申し入れで開始した協定締結に向けての協議は、常に公開(原則一般傍聴も可能)で実施し、報道機関等を通じて県民にお知らせするとともに、協議内容等は県HPでも情報公開してきた。</p> <p>また、住民の代表である県議会(常任委員会、特別委員会)に対しても、その都度説明をしてきた。</p>				
<p>協 定 等 の 運 用 開 始</p>				
H24		<p>○H24.11.1 知事から中国電力菟田社長へ直接、立地県並みの安全協定への改定について申し入れ</p> <p>○H24.11.20 第1回島根原子力発電所に関する安全協定改定に係る協議会(実務者レベル)開催</p> <p>○H25.1.23 第2回島根原子力発電所に関する安全協定改定に係る協議会(実務者レベル)開催</p> <p>○H25.3.6 統轄監から中国電力島根原子力本部長へ直接、安全協定の改定協議状況に関する申し入れ</p> <p>○H25.3.13 副知事から中国電力副社長へ直接、安全協定の改定協議状況に関する申し入れ</p> <p>○H25.3.15 中国電力清水副社長が知事へ直接申し入れに対して(文書)回答・・・立地県と同等の対応を行う</p> <p>・島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定の改定に関する申し入れについて(回答)</p> <p>・島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定等の運用に係る確認事項について(回答)</p>		
H25	<p>■H25.12.25 原子力規制委員会に「島根原子力発電所2号機における新規制基準適合性確認申請」</p>	<p>※H25.11.7 島根県と覚書締結(島根県が島根原発に関する重要な判断等をするに当たり、本県として島根県知事に意見を伝える)。</p> <p>○H25.11.21 中国電力から鳥取県に対し、安全協定第6条に基づく島根原発2号機の新規制基準への適合性確認申請の事前報告(鳥根県等にも同日対応)</p> <p>○H25.11.22 第3回原子力安全対策PT会議(米子・境港市長と意見交換)</p> <p>○H25.11.25 第4回原子力安全対策PT会議(中国電力による説明)</p> <p>○H25.11.30 原子力防災専門家会議(中国電力による説明を踏まえ申請内容に係る技術的検討等)</p> <p>○H25.12.4 中国電力主催の地元説明会(住民も参加)</p> <p>○H25.12.11 3首長意見交換(知事、米子・境港両市長)</p> <p>○H25.12.12 鳥取県議会全員協議会(中国電力による説明、事前報告について)</p> <p>○H25.12.13 覚書に基づく島根県からの意見照会</p> <p>○H25.12.17 安全協定に基づく事前報告に対する鳥取県等の回答を知事が中国電力副社長に行う。 ⇒(意見留保)適合性確認申請に当たっての安全協定に基づく事前報告の可否については、条件を付した上で最終的な意見を留保する。最終的な意見は、原子力規制委員会及び中国電力から審査結果について説明を受け、県議会、県原子力防災専門家会議、米子市、境港市の意見を聞いた上で提出する。</p> <p>○H25.12.25 知事が中国電力菟田社長と意見交換</p> <p>○H26.3.10 中国電力主催説明会(2県6市の職員対象)</p> <p>※H26.3.26 鳥取県防災会議(地域防災計画と広域住民避難計画の修正→避難時間を4日間から20時間に短縮)</p>	<p>H25.12.11 3首長意見交換(知事、米子市長、境港市長)</p>	<p>H25.12.11 3首長意見交換(知事、米子市長、境港市長)</p>

年度	中国電力	鳥取県	米子市	境港市
H26	<p>■H27.3.18 中国電力清水副社長が知事に1号機廃止の事前報告</p>	<p>○H26.10.21 知事が中国電力荊田社長に原子力防災対策(人件費など)の負担への協力を要請(中国電力本社)</p> <p>○H27.3.18 中電は取締役会で1号機を廃止決定し、本県に対し廃止を決定し電気事業法上の運転終了に関する届出を経済産業省に行うことの報告を知事が受領(立地と同等の対応)</p> <p>○H27.3.18 知事が中国電力清水副社長へ、1号機の厳正な安全管理、廃炉に向けた一連の手続きにおける県等への安全協定に基づく報告、安全協定等の改定等について申入れ・・・立地県と同等の対応を行う</p>		
H27	<p>■H27.4.30 島根原子力発電所1号機営業運転終了</p> <p>■H27.9.11 中国電力清水副社長から副知事に計器の校正記録の不適切な取扱いに関する調査結果を報告</p>	<p>○H27.5.1 1号機運転終了に伴い、廃炉に当たっては、安全協定に基づく報告など立地自治体と同等に対応するよう申入れ</p> <p>○H27.5.15 1号機営業運転終了に伴い、厳正な安全確保、立地自治体と同様に対応すること及び安全協定を立地自治体と同等の内容に改定すること等について申入れ</p> <p>○H27.9.14 計器の校正記録の不適切な取扱いに関することについて、再発防止対策の徹底、再発防止対策取り組み状況の適宜報告、国の確認・指導・監督内容報告及び積極的かつわかりやすい情報の公開すること等を申入れ</p> <p>○H27.12.8 知事が中国電力清水副社長に、島根原子力発電所1号機の廃止措置等を踏まえた安全協定改定に関する申入れ(米子市長及び境港市長連名)</p> <p>○H27.12.14 中国電力より、申入れに対する文書回答(安全協定を改定する協議について等)</p>	<p>H28.2.18 第1回米子市原子力発電所環境安全対策協議会開催</p>	<p>H27.9.4 第1回境港市原子力発電所環境安全対策協議会開催</p>
<p>12月22日「島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定及び運営要綱」の一部を改定する協定 締結 ※廃止措置の法令に沿った手続きに関して、「島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保協定」及び「島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保協定の運営要綱」の一部を改定する協定を締結</p>				
H28	<p>■H28.4.28 中国電力清水副社長が本県に対して、島根原発1号機の廃止措置計画等に係る安全協定について事前報告</p> <p>■H28.5.21 中国電力主催の住民説明会(夢みなとタワー(境港市))</p> <p>■H28.7.4 原子力規制委員会へ申請</p>	<p>○H28.4.28知事から中国電力副社長へ申入れ ・島根1号機の廃止措置計画及び同2号機の特定重大事故等対処施設の設置等の事前報告に際し、安全を第一義に周辺地域にも立地と同じように情報を提供し、同じように安全を図ること。住民説明を行うこと</p> <p>○H28.5.16 第1回原子力安全顧問会議(中電から聞き取り)</p> <p>○H28.5.22 第1回鳥取県原子力安全対策合同会議(島根原子力規制事務所、中電からの聞き取り)</p> <p>○H28.5.31 鳥取県議会常任委員会</p> <p>○H28.6.12 原子力安全対策PT会議(コアメンバー)・3首長意見交換</p> <p>○H28.6.15 鳥取県議会全員協議会(中国電力による説明、事前報告について)</p> <p>○H28.6.17 中国電力迫谷副社長への安全協定に基づく回答及び安全協定の改定申入れ ・島根1号機廃止措置計画等の事前報告の可否に関する最終的な意見は留保し、条件を付して回答する。 ・最終的な意見は、今後、原子力規制委員会の詳細な審査後、同委員会及び中電から審査結果について説明を受け、議会、県安全顧問、原子力安全対策合同会議等と協議の上、提出する。 ・安全協定も、立地自治体と同内容へ改定すること。</p> <p>○H28.6.17 島根県からの覚書に基づく意見照会、島根県への覚書に基づく意見回答</p> <p>○H28.6.17 国要望(原子力規制委員会、経済産業省、内閣府)</p> <p>○H28.7.4 安全協定に基づき申請した旨の報告受</p>	<p>H28.5.19 米子市議会全員協議会(中電からの聞き取り)</p> <p>H28.6.10 米子市議会全員協議会</p> <p>H28.6.12 原子力安全対策PT会議(コアメンバー)・3首長意見交換</p> <p>H28.7.4 安全協定に基づき報告受</p>	<p>H28.5.17 境港市議会(中電からの聞き取り)</p> <p>H28.6.8 境港市議会全員協議会</p> <p>H28.6.12 原子力安全対策PT会議(コアメンバー)・3首長意見交換</p> <p>H28.7.4 安全協定に基づき報告受</p>
H29	<p>■H29.4.19 中国電力天野鳥取支社長が本県に対して、島根原発1号機の廃止措置計画が認可された旨を報告</p> <p>■H29.6.1 中電主催の住民説明会(米子市)</p> <p>■H29.7.28 中国電力が廃止措置作業に着手</p>	<p>○H29.4.26 国要望(原子力規制委員会、経済産業省、内閣府)</p> <p>○H29.5.16 原子力安全対策PT会議(原子力規制庁、中電からの聞き取り)</p> <p>○H29.5.19 鳥取県議会議員全員協議会</p> <p>○H29.5.26 第1回原子力安全顧問会議及び第1回原子力安全対策合同会議(原子力規制庁、中電からの聞き取り)</p> <p>○H29.6.24 原子力安全対策PT会議(コアメンバー)・3首長意見交換</p> <p>○H29.6.26 鳥取県議会議員全員協議会</p> <p>○H29.6.27 中国電力迫谷副社長への安全協定に基づく回答及び安全協定の改定申入れ ・島根1号機廃止措置計画の事前報告の可否に関しては、8項目の条件を付した上で、廃止措置の全体計画及び解体工事準備期間(第1段階)の実施に限り了解する。 ・安全協定も立地自治体と同内容に改定すること。</p> <p>○H29.6.28～29 国要望(原子力規制委員会、内閣府、経済産業省)</p> <p>○H29.7.7 島根県からの覚書に基づく意見照会、島根県への覚書に基づく意見回答</p>	<p>H29.5.26 第1回原子力安全対策合同会議(原子力規制庁、中電からの聞き取り)</p> <p>H29.6.19 米子市議会全員協議会</p> <p>H29.6.24 原子力安全対策PT会議(コアメンバー)・3首長意見交換</p>	<p>H29.5.26 第1回原子力安全顧問会議及び第1回原子力安全対策合同会議(原子力規制庁、中電からの聞き取り)</p> <p>H29.6.7 境港市議会(中電からの聞き取り)</p> <p>H29.6.14 境港市議会から市長への回答</p> <p>H29.6.24 原子力安全対策PT会議(コアメンバー)・3首長意見交換</p>

年度	中国電力	鳥取県	米子市	境港市
H30	<p>■H30.4.4 中国電力清水社長から本県に対して島根原子力発電所3号機に係る概要説明の申し入れがある。</p> <p>■H30.5.22 中国電力迫谷副社長が知事に3号機の新規制基準に係る安全対策に関する事前報告を行う。</p>	<p>○H30.4.4 第1回原子力安全対策PT会議(コアメンバー) 中国電力からの島根3号機に係る概要説明の申し出への対応について米子市、境港市と意見交換。</p> <p>○H30.4.9 中国電力社長に鳥取県知事、米子市長、境港市長連名で文書回答。 【要旨】 ・概要説明の申し出は、新規制基準適合性審査申請に係る説明ではないことを前提に受け入れる。 ・島根3号機については、これまで周辺地域に対して誠意ある説明がなされてきたとは言えず、今後の申出により、その概要について、住民、鳥取県、米子市及び境港市並びにそれらの議会、鳥取県原子力安全顧問等に、誠実かつ丁寧に説明すること。 ・安全協定を立地自治体と同じ内容に改定することも含め、立地自治体と同等の対応を求める。</p> <p>○H30.4.18 島根3号機に係る共同検証チーム会議 ・3号機の概要(構造、規模、機能、特性、建設の経緯等)や安全対策等について検証するため、鳥取県、米子市及び境港市の実務担当者で構成する共同検証チーム会議を運営。 ※同年7.20までに会議10回運営し、H30.8.1第5回原子力安全対策PT会議でその検証内容を報告した。</p> <p>○H30.4.20 第2回原子力安全対策プロジェクトチーム会議において、中国電力から島根3号機の説明を受け3首長が意見交換。</p> <p>○H30.5.28 第3回原子力安全対策プロジェクトチーム会議において、中国電力から島根3号機の新規制基準への適合性審査の申請の事前報告を受け、3首長が、今後の対応を協議。</p> <p>○H30.6.6 第4回原子力安全対策プロジェクトチーム会議において、島根3号機の新規制基準への適合性申請に係る内容の説明を受け、3首長が意見交換。</p> <p>○H30.6.14 鳥取県議会全員協議会 (中国電力による説明、事前報告について)。</p> <p>○H30.6.23 第1回原子力安全顧問会議において、島根3号機新規制基準に係る適合性審査申請の内容について審議。</p> <p>○H30.7.13 第2回原子力安全顧問会議において、島根3号機の新規制基準に係る適合性申請の内容について審議。</p> <p>○H30.7.24 第1回鳥取県原子力安全対策合同会議において、中国電力から島根3号機の新規制基準適合性審査申請の内容等の説明を受け、住民等との情報共有や率直な意見交換を行うとともに、原子力安全顧問の意見を伺う。(米子・境港両市の原子力発電所環境安全対策協議会と鳥取県の合同会議)</p> <p>○H30.8.1 第5回原子力安全対策プロジェクトチーム会議において、3首長が意見交換。</p> <p>○H30.8.2 鳥取県議会全員協議会</p> <p>○H30.8.6 事前報告に対する鳥取県等の意見回答 平井知事が中国電力平野副社長に対し、安全協定に基づいて、米子市及び境港市と連名で、島根3号機の新規制基準適合性確認申請の事前報告への意見を回答。 ・安全協定第6条に基づく事前報告の可否に関して、条件を付した上で最終的な意見を留保する。最終的な意見は、原子力規制委員会及び中国電力株式会社から審査結果について説明を受け、県議会、原子力安全顧問、米子市、境港市の意見を聞いた上で提出する。 ・「島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定等」の改定について(申入れ)</p> <p>○H30.8.7 島根県から「島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する覚書」に基づき意見照会</p> <p>○H30.8.7 島根県に覚書に基づき、米子市及び境港市の意見を踏まえた鳥取県の回答を文書で行う。</p> <p>○H30.11.9 島根原子力発電所3号機の新規制基準適合性審査の対応等に関する申入れ</p>	<p>H30.4.4 原子力安全対策PT会議(コアメンバー)・3首長意見交換</p> <p>H30.4.20 原子力安全対策PT会議で3首長意見交換</p> <p>H30.5.28 原子力安全対策PT会議で3首長意見交換</p> <p>H30.6.6 原子力安全対策PT会議で3首長意見交換</p> <p>H30.7.24 米子市の原子力発電所環境安全対策協議会と鳥取県の合同会議で意見交換等</p> <p>H30.8.1 原子力安全対策PT会議にて、3首長が意見交換。</p> <p>H30.8.6 安全協定に基づく事前報告に対する意見回答 ・「島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定等」の改定について(申入れ)</p> <p>H30.11.9 島根原子力発電所3号機の新規制基準適合性審査の対応等に関する申入れ</p>	<p>H30.4.4 原子力安全対策PT会議(コアメンバー)・3首長意見交換</p> <p>H30.4.20 原子力安全対策PT会議で3首長意見交換</p> <p>H30.5.28 原子力安全対策PT会議で3首長意見交換</p> <p>H30.6.6 原子力安全対策PT会議で3首長意見交換</p> <p>H30.7.24 境港市の原子力発電所環境安全対策協議会と鳥取県の合同会議で意見交換等</p> <p>H30.8.1 原子力安全対策PT会議にて、3首長が意見交換。</p> <p>H30.8.6 安全協定に基づく事前報告に対する意見回答 ・「島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定等」の改定について(申入れ)</p> <p>H30.11.9 島根原子力発電所3号機の新規制基準適合性審査の対応等に関する申入れ</p>
R元		<p>○R元.8.9 国要望(経済産業省、原子力規制庁)</p> <p>○R元.10.27 国要望(内閣府 小泉原子力防災担当大臣)</p> <p>○R元.11.8~9 令和元年度島根地域における2県・内閣府との合同原子力防災訓練実施</p> <p>○R2.7.21 国要望(原子力規制庁)</p>	<p>R2.2.14 令和元年度第1回米子市原子力発電所環境安全対策協議会</p>	<p>R2.2.18 令和元年度第1回境港市原子力発電所環境安全対策協議会</p>

R2		<p>○R2. 10. 28～31 令和2年度島根地域における2県・6市の合同原子力防災訓練実施</p>	<p>R3.1.24 令和2年度第1回米子市原子力発電所環境安全対策協議会(資料送付のみ)</p>	<p>R2. 11. 20 令和2年度第1回境港市原子力発電所環境安全対策協議会</p>
R3	<p>■R3.9.15 中国電力芦谷副社長が本県に対して、島根2号機の新規制基準適合性確認申請が認可された旨を報告</p> <p>■R3.10.5 令和3年度第1回島根原子力発電所に関する安全協定改定に係る協議会にて説明を行う。</p> <p>■R3.10.15 中電主催の住民説明会(境港市)</p> <p>■R3.10.18 中電主催の住民説明会(米子市)</p> <p>■R3.10.22 令和3年度第2回島根原子力発電所に関する安全協定改定に係る協議会にて、協定改定について説明を行う。</p> <p>■R3.11.4 令和3年度第3回島根原子力発電所に関する安全協定改定に係る協議会にて、協定改定について説明を行う。</p> <p>■R4.2. 18 令和3年度第4回島根原子力発電所に関する安全協定改定に係る協議会にて、協定改定について説明を行う。</p> <p>■R4.3.10 令和3年度第5回島根原子力発電所に関する安全協定改定に係る協議会にて、協定の運用は立地自治体と同様に行うこと等について説明を行う。</p>	<p>□R3. 9. 15 島根2号機が新規基準に適合していることを示す審査書を原子力規制委員会です承し、設置変更許可</p> <p>○R3. 9. 15 中国電力芦谷副社長が知事に合格を報告。県は原子力安全対策プロジェクトチーム会議(コアメンバー)を開催(TV会議)し、中国電力から説明を受け、知事が米子・境港両市長等と協議。中国電力副社長が協定改定の協議の再開を了承</p> <p>○R3.10.5 令和3年度第1回島根原子力発電所に関する安全協定改定に係る協議会にて、①改定が遅れた理由、「立地自治体固有の規定」とは、について説明と、②改定内容の提示を要請</p> <p>○R3.10.22 令和3年度第2回島根原子力発電所に関する安全協定改定に係る協議会にて、協定改定案の説明を受けるとともに、県の防災対策費(人件費等)への財政負担を要請</p> <p>○R3. 10.24 県、米子・境港両市による島根原子力発電所に関する住民説明会(米子市)を開催</p> <p>○R3. 10.30 県、米子・境港両市による島根原子力発電所に関する住民説明会(境港市)を開催</p> <p>○R3. 11. 8 原子力安全顧問会議にて、島根2号機新規基準への適合性に関する取りまとめ等を審議</p> <p>○R3. 11. 8 鳥取県原子力安全対策合同会議(第1回)にて、国及び中国電力から島根2号機の審査結果・緊急時対応等の説明を受け、意見交換等を実施</p> <p>○R3. 11. 17 原子力安全顧問会議にて、原子力安全顧問から知事へ島根2号機の審査結果の検証について報告</p> <p>○R3. 11. 18 県、米子・境港両市による住民避難計画説明会(鳥取市)を開催(県民27名参加)</p> <p>○R3. 11. 22 第2回原子力安全対策合同会議にて、島根2号機の審査結果の検証に関する顧問会議意見について意見交換</p> <p>○R3. 11. 23 県、米子・境港両市による住民避難計画説明会(倉吉市)を開催(県民19名参加)</p> <p>○R3. 11. 24 県、米子・境港両市による島根原子力発電所に関する住民説明会(米子市(2回目))を開催(県民21名参加)</p> <p>○R4. 2. 16 原子力安全対策合同会議(第3回)にて、米子市、境港市の原子力発電所環境安全対策協議会の意見を伺う</p> <p>○R4.2.18 第4回島根原子力発電所に関する安全協定改定に係る協議会にて、中国電力から改定内容の説明受け意見交換</p> <p>○R4.3.10 5回島根原子力発電所に関する安全協定改定に係る協議会にて、中国電力から提示された改定内容の了解と、同協議会の終了、調印に向け手続きを進めることを確認</p> <p>○R4. 3. 23 令和3年度第2回原子力安全対策プロジェクトチーム会議(コアメンバー)にて、米子市、境港市の島根原発2号機の再稼働に係る意見の聴取と今後の対応について協議</p> <p>○R4. 3. 24 鳥取県議会全員協議会にて、執行部が知事意見、安全協定に基づく中電への意見回答、覚書に基づく島根県への意見回答、中国電力に対する付帯条件、国要望(資源エネルギー庁、原子力規制委員会、内閣府)、米子市からの意見書、境港市からの意見書について説明</p>	<p>R3.9. 15 原子力安全対策PT会議で中国電力芦谷副社長から、島根2号機の新規制基準適合性審査結果の概要について説明を受け、3首長意見交換</p> <p>○R3.10.5 同左</p> <p>○R3.10.22 同左</p> <p>○R3. 10.24 同左</p> <p>○R3. 10.30 同左</p> <p>○R3. 11. 8 同左</p> <p>○R3. 11. 18 同左</p> <p>○R3. 11. 22 同左</p> <p>○R3. 11. 23 同左</p> <p>○R3. 11. 24 同左</p> <p>○R4. 2. 16 同左</p> <p>○R4. 2. 18 同左</p> <p>○R4. 3. 10 同左</p> <p>○R4. 3. 23 同左</p>	<p>R3.9. 15 原子力安全対策PT会議で中国電力芦谷副社長から、島根2号機の新規制基準適合性審査結果の概要について説明を受け、3首長意見交換</p> <p>○R3.10.5 同左</p> <p>○R3.10.22 同左</p> <p>○R3. 10.24 同左</p> <p>○R3. 10.30 同左</p> <p>○R3. 11. 8 同左</p> <p>○R3. 11. 18 同左</p> <p>○R3. 11. 22 同左</p> <p>○R3. 11. 23 同左</p> <p>○R3. 11. 24 同左</p> <p>○R4. 2. 16 同左</p> <p>○R4. 2. 18 同左</p> <p>○R4. 3. 10 同左</p> <p>○R4. 3. 23 同左</p>
R4	<p>4月8日「島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定及び運営要綱」の一部を改定する協定締結</p> <p>※「現地確認」を「立入調査」に、立入調査の結果、適切な措置(原子炉の運転停止を含む。)を要求する規定(措置要求)を追加、核燃料物質等の輸送計画に対する事前連絡に輸送日時、経路等の詳細な情報を加え、事前了解については安全協定の運用が立地自治体と同じであることを確認の上、条文に「誠意をもって対応する」との記載を加え、「計画等の報告」を「計画等の事前報告」とするなど安全協定を一部改定。</p> <p>併せて、安全協定の運用において立地自治体と同様の対応を行うとの文書を、中国電力が県と市に提出</p>			

<p>R4</p>	<p>■R4. 7. 6 中国電力は、鳥取県及び島根県と島根原子力発電所に関する原子力防災に係る協力協定を締結</p> <p>■R4. 7. 6 中国電力は、鳥取県と島根原子力発電所に関する原子力防災に係る財源協力協定を締結</p>	<p>○R4. 6. 2 島根県知事が島根原子力発電所2号機の再稼働同意を表明</p> <p>○R4. 6. 5 山陰両県知事会議で丸山知事から再稼働判断の理解と中国電力及び国への要請について説明。本県から周辺自治体の意見への対応など配慮を依頼するとともに、後刻、米子・境港両市長に結果を報告。</p> <p>○R4. 6. 14 島根県知事が中国電力社長に設置変更許可に係る事前了解の回答と要請を実施</p> <p>○R4. 7. 6 鳥取県及び島根県は、中国電力と島根原子力発電所に関する原子力防災に係る協力協定を締結</p> <p>○R4. 7. 6 鳥取県は、中国電力と島根原子力発電所に関する原子力防災に係る財源協力協定を締結</p> <p>○R4. 12. 23 鳥取県は、原子力防災支援基地（鳥取市松原）の運用開始式を実施</p>		
-----------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	--

島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定

鳥取県（以下「甲」という。）、米子市（以下「乙」という。）、境港市（以下「丙」という。）及び中国電力株式会社（以下「丁」という。）は、丁が設置する島根原子力発電所（以下「発電所」という。）に係る鳥取県民（以下「県民」という。）の安全確保及び環境の保全を図ることを目的として次のとおり協定を締結する。

甲、乙、丙及び丁は、鳥取県内を含む周辺地域住民の安全確保がすべてに優先するものであることを確認し、この協定を誠実に履行するものとする。

（安全確保等の責務）

第1条 丁は、発電所から放出される放射性物質に対する県民の安全確保及び周辺環境の保全を図るため、関係法令等の遵守はもとより、発電所の建設、運転・保守及び廃止（以下「運転等」という。）に万全の措置を講ずるものとする。

2 丁は、発電所の安全性及び信頼性のより一層の向上を図るため、請負企業等を含めた品質保証活動を積極的に行うとともに、原子炉施設の高経年化対策の充実を図るものとする。

3 丁は、放射線防護上の管理を徹底するとともに、施設の改善等を積極的に行うものとする。

4 丁は、原子力に関する安全文化醸成に向けた活動を継続的に行うものとする。

（情報の公開）

第2条 甲、乙、丙及び丁は、原子力の安全性に関する情報の公開に積極的に努めるものとする。

（放射性廃棄物の放出管理）

第3条 丁は、発電所から放出される気体状及び液体状の放射性廃棄物に起因する発電所周辺地域の住民の線量が原子力安全委員会の定める線量目標値を確実に下回るよう、放射性廃棄物の放出を管理するものとする。

（核燃料物質等の保管管理）

第4条 丁は、核燃料物質、放射性固体廃棄物等の放射性物質の保管及び管理に当たっては、関係法令等に定める必要な措置を講ずるほか、更に安全確保に努めるものとする。

2 丁は、放射性固体廃棄物の発生量の低減に努めるものとする。

（環境放射線等の測定）

第5条 甲、乙、丙及び丁は、発電所に隣接する鳥取県内の環境放射線に関する測定を行うものとし、この測定は、甲が定める計画に基づくものとする。

2 乙、丙及び丁は、前項による計画の策定又は変更について意見を述べるができるものとする。

3 甲は、前項の規定による意見があった場合は、誠意をもって対応するものとする。

4 甲、乙及び丙は、必要と認めた場合は、丁が行う測定について、甲、乙及び丙の職員を立ち合わせるができるものとする。

5 甲は、測定結果を公表するものとする。

（計画等の事前報告）

第6条 丁は、次の各号に掲げる事項について、甲、乙及び丙に別に定めるところにより報告するものとする。

- (1) 発電所の増設（既存の設備の出力増加を含む。）に伴う土地の利用計画、冷却水の取排水計画及び建設計画
 - (2) 原子炉施設（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）（以下この条において「法」という。）に基づく実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号）第3条第1項第2号に規定する施設をいう。）の重要な変更
 - (3) 原子炉の廃止に伴う法第43条の3の33第2項の廃止措置計画及び同計画の重要な変更
- 2 甲、乙及び丙は、前項に定める報告について意見を述べるものとする。
- 3 丁は、前項の規定による意見があった場合は、誠意をもって対応するものとする。

（核燃料物質等の輸送計画に対する事前連絡）

第7条 丁は、甲、乙及び丙に対し、新燃料、使用済燃料及び放射性廃棄物の輸送計画並びにその輸送に係る安全対策について、事前に連絡するものとする。

（平常時における連絡）

第8条 丁は、甲、乙及び丙に対し、次の各号に掲げる事項について、定期的に又はその都度遅滞なく連絡するものとする。

- (1) 発電所建設工事（原子炉施設及びこれに関連する主要な施設を含む。）の計画及び進捗状況並びに廃止措置計画
 - (2) 発電所の運転（試運転を含む。）計画及び運転状況並びに廃止措置実施計画及び廃止措置の状況
 - (3) 放射性廃棄物の放出及び管理状況
 - (4) 発電所の定期検査の実施計画及びその結果
 - (5) 環境放射線の測定結果
 - (6) 温排水等の調査結果
 - (7) 品質保証活動の実施状況
 - (8) 高経年化対策の計画及び実施状況
 - (9) その他必要と認められる事項
- 2 丁は、発電出力などの発電所情報を甲が設置する環境放射線情報システムへ常時提供するものとする。

（保安規定における運転上の制限及び施設運用上の基準を満足しない場合の連絡）

第9条 丁は、島根原子力発電所原子炉施設保安規定に定める運転上の制限及び施設運用上の基準を満足していないと判断した場合は、速やかな復旧に努めるとともに、速やかに甲、乙及び丙に連絡するものとする。

（異常時における連絡）

第10条 丁は、甲、乙及び丙に対し、次の各号に掲げる事項について発生時に連絡するものとする。

- (1) 原子炉施設の故障関係
 - ① 原子炉施設の故障があったとき。
 - ② 安全関係設備について、その機能に支障を生じる不調を発見したとき。
 - ③ 原子炉の運転中に計画外の停止もしくは出力変化が生じたとき、又は計画外の停止もしくは出力変化が必要となったとき。
 - ④ 原子炉の構造上又は管理上に欠陥を生じ運転を停止しなければならないおそれがあるとき。

- (2) 放射性物質の漏えい関係
 - ① 放射性物質が管理区域外で漏えいしたとき。
 - ② 放射性物質が管理区域内で漏えいし、人の立入制限、かぎの管理等の措置を講じたとき、又は漏えいした物が管理区域外に広がったとき。
 - (3) 放射線被ばく関係
 - ① 放射線業務従事者の被ばくが法令に定める線量限度を超えたとき。
 - ② 線量限度以下の被ばくであっても被ばくを受けた者に対して特別の措置を行ったとき。
 - (4) その他
 - ① 核燃料物質の盗取又は所在不明が生じたとき。
 - ② 放射性物質の輸送中に事故が発生したとき。
 - ③ 発電所敷地内において火災が発生したとき。
 - ④ 島根原子力発電所原子炉施設保安規定に定める緊急時体制を発令したとき。
 - ⑤ 発電所敷地内で測定した放射線が別に定める通報基準値に該当したとき。
 - ⑥ その他、国への報告義務がある事態が発生したとき。
- 2 甲、乙及び丙は、丁に対し、前項各号に定める事態が発生し、必要と認めた場合は、放射線及び温排水等の測定結果等の提出を求めることができる。

(立入調査)

- 第 11 条 甲、乙及び丙は、発電所周辺の安全を確保するため必要があると認める場合は、丁に対し報告を求め、又は甲は、甲の職員を発電所に立入調査させることができるものとする。
- 2 丁は、前項の立入調査に協力するものとする。
- 3 第 1 項の規定により立入調査を行う者は、安全確保のため丁の保安規定その他関係法令に従うものとする。
- 4 第 1 項の規定により立入調査を行う場合は、甲は、丁に対して立入調査を行う者の職、氏名及び調査目的を通知するものとする。

(適切な措置の要求)

- 第 12 条 甲は、立入調査の結果、周辺地域住民の安全確保のため特別な措置を講ずる必要があると認める場合は、乙及び丙の意見を聴取し、丁に対して直接、又は国を通じ、適切な措置（原子炉の運転停止を含む。）を講ずることを求めるものとする。
- 2 丁は、前項の求めがあったときは、誠意をもって対応するものとする。

(教育訓練)

- 第 13 条 丁は、発電所の運転等に当たっては、人に起因する事故等の防止等の安全管理に資するため、社員に対する教育訓練の徹底を図るものとする。
- 2 丁は、発電所の運転等に関する業務の一部を他に委託するときは、受託者に対して安全管理上の教育訓練の徹底を指導するとともに、受託者が行う教育訓練に対し、十分な指導監督を行うものとする。

(防災対策)

- 第 14 条 丁は、原子力事業者防災業務計画（原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）第 7 条第 1 項に基づき策定した計画）に定める防災対策の充実強化を図るとともに、甲、乙及び丙が実施する地域の原子力防災対策に積極的に協力するものとする。

(公衆への広報)

第 15 条 丁が発電所の異常な事態に関して公衆に特別の広報を行う場合は、甲、乙及び丙に対して事前に連絡するものとする。

(連絡の方法)

第 16 条 丁は、甲、乙及び丙に対し、次の各号に定めるところにより連絡するものとする。

- (1) 第 6 条、第 7 条及び第 8 条に掲げる事項については、文書をもって連絡するものとする。
- (2) 第 9 条、第 10 条及び前条に掲げる事項については、速やかに電話及びファクシミリ装置で連絡した後、文書をもって連絡するものとする。

(連絡責任者)

第 17 条 甲、乙、丙及び丁は、連絡を円滑に処理できるようあらかじめ連絡責任者を定めるものとする。

(損害の補償)

第 18 条 発電所の運転等に起因して、県民に損害を与えた場合は、丁は誠意をもって補償に当たるものとする。

- 2 発電所の運転等に起因して、県民に損害を与えた場合において、明らかに風評により農林水産物の価格低下、営業上の損失等の経済的損失が発生したと認められるときは、丁は、その損失に対し誠意をもって補償その他の最善の措置を講ずるものとする。

(諸調査への協力)

第 19 条 丁は、甲、乙又は丙が実施する安全確保対策についての諸調査に協力するものとする。

(協定の改定)

第 20 条 この協定に定める事項につき、国の原子力防災対策見直しのほか改定すべき事由が生じたときは、甲、乙、丙及び丁は、いずれからもその改定を申し出ることができる。この場合において、甲、乙、丙及び丁は、誠意をもって協議するものとする。

(運用)

第 21 条 この協定の実施に必要な細目については、甲、乙、丙及び丁が協議の上、別に定めるものとする。

- 2 丁は、この協定の運用において、甲、乙及び丙から意見があった場合は、誠意をもって対応するものとする。
- 3 甲、乙及び丙は、第 8 条第 1 項、第 9 条又は第 10 条についての連絡又は提出を受けたときは、必要に応じ、関係自治体及び防災関係機関へ連絡するものとする。

(その他)

第 22 条 この協定に定めた事項について疑義を生じたとき、又は定めのない事項については、甲、乙、丙及び丁が協議して定めるものとする。

この協定締結の証として、本書 4 通を作成し、甲、乙、丙及び丁それぞれ 1 通を保有するものとする。

平成 23 年 12 月 25 日

平成 27 年 12 月 22 日（一部改定）

令和 4 年 4 月 8 日（一部改定）

- 甲 鳥取県鳥取市東町一丁目 220 番地
鳥取県
鳥取県知事 平 井 伸 治

- 乙 鳥取県米子市加茂町一丁目 1 番地
米子市
米子市長 伊 木 隆 司

- 丙 鳥取県境港市上道町 3000 番地
境港市
境港市長 伊 達 憲 太 郎

- 丁 広島県広島市中区小町 4 番 33 号
中国電力株式会社
代表取締役社長執行役員 清 水 希 茂

島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定の運営要綱

鳥取県（以下「甲」という。）、米子市（以下「乙」という。）、境港市（以下「丙」という。）及び中国電力株式会社（以下「丁」という。）は、島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定（以下「協定」という。）第21条第1項の規定に基づき、協定の施行に関する必要な細目を定める。

（安全確保等の責務）

- 第1条 協定第1条第1項に定める「関係法令等」には、法令で定める規定及び原子力規制委員会決定の内規等を含むものとする。（以下同じ。）
- 2 協定第1条第2項に定める「品質保証活動」とは、原子力発電所の安全を達成・維持・向上させるため、「原子力発電所における安全のための品質保証規程（JEAC4111）」に従って原子力発電所の品質に影響を与える活動を管理（計画、実施、評価及び改善をいう。）することをいう。
- 3 協定第1条第2項に定める「高経年化対策」とは、安全第一を旨として、原子力発電施設の一定の安全水準を確保するため、「実用発電用原子炉施設における高経年化対策実施ガイド」（平成25年6月19日原子力規制委員会決定）に基づき、原子力発電施設の長期供用に伴う経年劣化の特徴を把握して、これに的確に対応した保守管理を行うことをいう。
- 4 丁は、協定第1条第4項の活動を行うに当たり、丁が開催する「原子力安全文化有識者会議」により得られた有識者からの提言を踏まえるものとする。

（放射性廃棄物の管理目標値）

- 第2条 協定第3条における「原子力安全委員会の定める線量目標値」とは、「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針（昭和50年5月13日原子力安全委員会決定）」による。

（計画等の事前報告）

- 第3条 協定第6条第1項第2号に規定する「重要な変更」とは、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）（以下この条において「法」という。）第43条の3の8の許可を受けようとする場合をいう。ただし、県民の安全確保等に影響を及ぼさないものは除く。
- 2 協定第6条第1項第3号に規定する「重要な変更」とは、次の各号について法第43条の3の33第3項の規定に基づき準用する法第12条の6第3項の認可を受けようとする場合をいう。
- (1) 原子炉本体周辺設備等、原子炉本体等及び建物等の解体撤去に当たっての計画変更
- (2) 前号以外の計画変更にあつては、県民の安全確保等に影響を及ぼすおそれがある計画変更
- 3 第1項ただし書及び前項第2号に該当するか否かについては、事前に甲、乙、丙及び丁が協議するものとする。なお、第1項ただし書及び前項第2号における県民の安全確保等への影響とは、法第43条の3の8第4項の変更及び実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第118条第1項に規定する軽微な変更以外のものであつて、災害の防止上支障が生じた場合の影響が発電所敷地外へ及ぶおそれのあるものをいう。
- 4 協定第6条第1項に規定する報告は甲、乙、丙及び丁それぞれの実務担当者間において行うものとする。その報告に当たって丁は、まず事前に計画概要を報告し、その後の報告に係る時期、方法及び内容等について、同条第2項の規定による意見を述べるための検討期間を考慮し、適切に報告を行うものとする。

（核燃料物質等の輸送計画に対する事前連絡）

- 第4条 協定第7条に規定する連絡は、次により行うものとする。

(1) 丁は、甲、乙及び丙に対し、年間輸送計画を前年度末までに連絡するものとする。

- (2) 丁は、甲、乙及び丙に対し、輸送計画及びその輸送に係る安全対策について、少なくとも輸送日の30日前までに連絡するものとする。
- (3) 丁は、関係法令に基づき輸送計画及びその輸送に係る安全対策が確定したときは、速やかに甲、乙及び丙に連絡するものとする。
- (4) やむを得ない事由によって、輸送計画及び安全対策の内容に変更が生じた場合には、丁は直ちにその内容を甲、乙及び丙に連絡しなければならない。
- 2 甲、乙及び丙は、丁から連絡のあった内容のうち、輸送日時、経路等輸送に係る詳細な情報については、核物質防護の観点から公表しないものとする。
- 3 連絡様式は、別に定めるものとする。

(平常時における連絡)

第5条 協定第8条第1項に規定する連絡は、次のとおりとする。

- (1) 発電所建設工事（原子炉施設及びこれに関連する主要な施設を含む。）の計画及び進捗状況並びに廃止措置計画
- ① 原子力発電所建設計画（その都度）
 - ② 原子炉設置変更許可申請（その都度）
 - ③ 原子炉設置変更許可（その都度）
 - ④ 建設工事計画（毎年度当初）
 - ⑤ 建設工事の進捗状況（毎月）
 - ⑥ 廃止措置計画認可申請（その都度）
 - ⑦ 廃止措置計画認可（その都度）
 - ⑧ 廃止措置計画変更認可申請（その都度）
 - ⑨ 廃止措置計画変更認可（その都度）
 - ⑩ 廃止措置計画の変更届（その都度）
- (2) 発電所の運転（試運転を含む。）計画及び運転状況並びに廃止措置実施計画及び廃止措置の状況
- ① 発電所の運転計画（教育訓練及び燃料等輸送を含む。）（前年度末）
 - ② 発電所の運転実績（教育訓練及び燃料等輸送を含む。）（毎年度当初）
 - ③ 発電所の運転状況（毎月）
 - ④ 計画運転停止の計画（その都度）
 - ⑤ 計画運転停止の実績（その都度）
 - ⑥ 冷却水取放水量の変更（その都度）
 - ⑦ 廃止措置実施計画（前年度末）
 - ⑧ 廃止措置実績（毎年度当初）
 - ⑨ 廃止措置状況（毎月）
- (3) 放射性廃棄物、使用済燃料及びクリアランス対象物の管理状況
- ① 放射性廃棄物、使用済燃料及びクリアランス対象物の管理状況（毎月）
 - ② クリアランス対象物に係る認可申請及び認可（その都度）
- (4) 発電所の定期検査の実施計画及びその結果
- ① 定期検査の計画（その都度）
 - ② 定期検査の実施状況（毎週）
 - ③ 定期検査の結果（その都度）
- (5) 環境放射線の測定結果
- ① 敷地境界モニタリングポストの測定結果（毎月）

- ② 環境放射線の測定結果（積算線量、環境試料）（毎四半期）
- (6) 温排水等の調査結果
 - ① 取放水の水温（毎月）
 - ② 沿岸定点の水温（毎月）
 - ③ 格子状定線の水温（毎四半期）
- (7) 品質保証活動の実施状況
 - ① 品質保証活動の実施状況（半年毎）
- (8) 高経年化対策の計画及び実施状況
 - ① 高経年化に関する長期保守管理方針（その都度）
 - ② 高経年化に関する保全計画の実施状況（その都度）
- (9) その他必要と認められる事項
 - ① 島根原子力情報伝送システムの伝送計画（毎月）
 - ② 島根原子力情報伝送システムの伝送実績（毎月）
 - ③ 放射線業務従事者の線量管理状況（半年毎）
 - ④ 規定類の変更（保安規定、原子力事業者防災計画）（その都度）
 - ⑤ 原子炉施設の用途廃止（その都度）
 - ⑥ 地震発生時の発電所の状況（速報、対応結果）（その都度）
 - ⑦ 新燃料の輸送実績（その都度）
 - ⑧ 使用済燃料の輸送実績（その都度）
 - ⑨ 低レベル放射性廃棄物の輸送実績（その都度）
 - ⑩ 定期安全レビュー報告書（その都度）
 - ⑪ 電離放射線障害防止規則（昭和47年労働省令第41号）第44条第2項の規定により松江労働基準監督署長に報告した事項（その都度）
 - ⑫ その他甲、乙及び丙が必要と認める事項（ただし、丁と協議するものとする。）
- 2 連絡様式は、別に定めるものとする。
- 3 協定第8条第2項に規定する発電所情報（リアルタイム）は、次のとおりとする。
 - ① 各号機の発電出力
 - ② 各号機の排気筒モニタ値
 - ③ 各号機の放水路水モニタ値
 - ④ 敷地境界モニタリングポスト値
 - ⑤ 風向及び風速

（保安規定における運転上の制限及び施設運用上の基準を満足しない場合の連絡）

第6条 協定第9条に規定する事項が、協定第10条に規定する事項に該当する場合、又は該当する事態になった場合は、協定第10条の規定を適用するものとする。

（異常時における連絡）

第7条 協定第10条第1項についての連絡は、原因の解明・処方針の決定ができていなくても、事態発生後直ちに丁は、甲、乙及び丙に連絡するものとする。

2 協定第10条第1項第1号①に規定する「原子炉施設」とは、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号）第3条第1項第2号に規定する施設とする。

また、「故障」とは、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律及び電気事業法（昭和39年法律第170号）に規定される故障とする。

- 3 協定第10条第1項第1号②に規定する「安全関係設備」とは、別表1に掲げるものとする。なお、「その機能に支障を生じる不調」とは、当該系統の機器の故障により当該系統に要求される機能を満足できない状態をいう。
- 4 協定第10条第1項第1号③に規定する「計画外の出力変化」については、原子炉の出力変化が5パーセントを超えない範囲の出力変化を除くものとする。
- 5 協定第10条第1項第2号①に規定する「放射性物質」とは、核燃料物質、核燃料物質によって汚染された物、放射性同位元素及び放射性同位元素によって汚染された物をいう。(以下同じ。)
- 6 協定第10条第1項第3号②に規定する「特別の措置」とは、電離放射線障害防止規則第44条第1項に規定する医師の診察を受けた結果、被ばくに起因する措置を行った場合をいう。
- 7 協定第10条第1項第4号②に規定する「放射性物質の輸送」は、発電所を発地、着地とするものを対象とする。この場合において、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の輸送については、放射能汚染を伴わない交通事故等を含むものとする。
- 8 協定第10条第1項第4号⑤に規定する「通報基準値」は、別表2に掲げるものとする。ただし、計器の不調等によるものは除く。
- 9 協定第10条第1項第4号⑥に規定する「国への報告義務がある事態が発生したとき」とは、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律及び電気事業法に基づく報告義務がある事態が発生したときをいう。
- 10 協定第10条第2項に規定する「測定結果等」は、同条第1項各号の発生事態に関する資料を含むものとする。

(立入調査)

- 第8条 協定第11条第1項の「甲の職員」には、鳥取県原子力安全顧問が含まれる。
- 2 乙及び丙は、発電所周辺の安全を確保するため必要があると認める場合は、乙及び丙の職員を発電所に立ち入らせて確認させ、意見を述べるができるものとする。
 - 3 丁は、前項の規定による意見があった場合は、誠意をもって対応するものとする。

(適切な措置の要求)

- 第9条 丁は、協定第12条第1項の規定による措置を求められた場合には、速やかに処置方針を回答するものとする。
- 2 甲は、前項の処置方針に意見がある場合には、直ちに甲及び丁において協議し、丁は適切な措置を講ずるものとする。

(公衆への広報)

- 第10条 丁は、原子力の安全確保等について、県民への広報を積極的に行うものとする。

(連絡の方法)

- 第11条 協定第16条各号に定める文書による連絡は、丁が電子メール等による甲、乙及び丙への文書送信を行った後、郵送により行うものとする。

(損害の補償)

- 第12条 協定第18条第1項に規定している損害は、放射線の作用等による人的又は物的損害等の直接損害をいう。この損害には自然環境への影響も含まれるものとし、原状回復措置費用についても補償対象とする。

- 2 協定第18条第2項の規定によって解決できない場合において、当事者から処理の申し出があったときは、甲、乙及び丙は、当事者間の合意に向け調整するものとする。
- 3 補償の実施に当たり、補償額の決定に長期間を要すると判断される場合は、丁は国等の関係機関と調整の上、仮払い等の措置を講ずるものとする。

(協定の改定)

第13条 甲、乙、丙又は丁のいずれかから協定第20条の規定による改定の申し出があったときは、必要に応じ、甲、乙、丙及び丁の実務担当者で構成される協議会を開催するものとする。

(運用)

第14条 甲、乙及び丙は、協定第10条第2項の情報を関係自治体や防災関係機関へ連絡する場合において、丁が必要があると認めるときは、その内容についてあらかじめ丁に確認するものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めた事項について、疑義を生じたとき、又はこの要綱に定めのない事項については、甲、乙、丙及び丁が協議して定めるものとする。

平成23年12月25日

平成27年12月22日(一部改定)

令和4年4月8日(一部改定)

甲 鳥取県
鳥取県知事 平井伸治

乙 米子市
米子市長 伊木隆司

丙 境港市
境港市長 伊達憲太郎

丁 中国電力株式会社
島根原子力発電所長 岩崎晃

別表1 第7条第3項で規定する安全関係設備

	1号機	2号機	備考
(1)	液体ポイズン系	ほう酸水注水系	原子炉停止機能
(2)	原子炉隔離時冷却系	原子炉隔離時冷却系	炉心冷却機能
(3)	高压注水系	高压炉心スプレイ系	
(4)	低压注水系	低压注水系	
(5)	炉心スプレイ系	低压炉心スプレイ系	
(6)	格納容器冷却系	格納容器冷却系	
(7)	自動減圧系	自動減圧系	
(8)	非常用ガス処理系	非常用ガス処理系	
(9)	非常用ディーゼル発電機系	非常用ディーゼル発電機系	非常用電源
(10)	所内蓄電池系	所内蓄電池系	

別表2 第7条第8項で規定する異常時通報基準値

(1)

計器名	通報値
敷地境界モニタリングポスト	220nGy/h

(2)

計器名		通報値 A 〔下記の状態が10時間 続くとき〕	通報値 B 〔下記の状態になっ たとき〕
1号機	原子炉建物排気筒モニタ	500cps	1000cps
	タービン建物排気筒モニタ	150cps	300cps
	放水路水モニタ	7cps	70cps
2号機	原子炉建物排気筒モニタ	500cps	1000cps
	放水路水モニタ	8cps	80cps

(3)

計器名	通報値	備考
サイトバンカ建物排気筒モニタ	150cps	積算放射エネルギーの計測値が左の値になったとき

写

島原本企第4号
2022年4月8日

鳥取県知事
平井伸治様

中国電力株式会社
代表取締役社長執行役員
清水希茂

島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定の改定について

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素より、島根原子力発電所をはじめとする当社事業運営に対し、格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、平成24年11月1日に、貴県、米子市および境港市より申入れをいただきました、島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定（以下「安全協定」という。）の改定に関しましては、長期間に亘る協議にご対応いただき、また、この間、協議会の開催や議会でのご議論など、種々のご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

当社がご提案した安全協定の改定案は、申入れの趣旨を踏まえて、これまで真摯に検討を重ねた結果として、当社としてとり得る最大限の対応を織り込んだものであり、このたび、改定案をご了承いただきましたこと、重ねて、厚く御礼申し上げます。

当社といたしましては、鳥取県民の皆さまの安全の確保及び環境の保全を図るという安全協定の目的は立地自治体と同じとの考えのもと、安全協定の運用におきましては、同協定第6条の貴県の意見の取り扱いも含め立地自治体と貴県と同様の対応を行ってまいります。

当社は今後とも、鳥取県民の皆さまの安全・安心のため、安全協定の誠実な運用を行うとともに、島根原子力発電所の安全性を不断に追及してまいり所存でございますので、引き続き、ご理解、ご協力を賜りますよう、よろしく御礼申し上げます。

以上

写

第 202100325587 号
防起第 3219 号 - 1
受境自第 41 - 1 号
令和 4 年 3 月 25 日中国電力株式会社
代表取締役社長 清水 希茂 様

鳥取県知事 平井 伸治

米子市長 伊木 隆司

境港市長 伊達 憲太郎

原子炉等規制法の改正に伴い新たに施行された規制基準に係る安全対策について（回答）

平成25年11月21日付電原総第24号で報告のあったこのことについては、安全を第一義として、下記の条件を前提として了解するものであり、貴社の誠意ある対応を強く求めます。

記

- 1 島根原子力発電所2号炉の安全対策については、新規制基準の適合をもって終わりではなく、ゼロリスクを追求し続けること。このため、常に最新の知見を反映（バックフィット）し、自主的にも安全性向上の取組を進め、最先端の対策をとること。また、万が一事故が発生した場合には、責任をもって完全かつ十分な賠償を行うこと。
- 2 引き続き実施される原子力規制委員会の工事計画認可等所要の法令上の手続きに真摯に対応するとともに、その状況を適宜鳥取県、米子市及び境港市に報告し、県民に対しても分かりやすく丁寧な説明を行うこと。この際、本県等より意見を出した場合は誠意をもって対応すること。
- 3 長期にわたる停止後の再稼動となるものであり、格段の緊張感をもって安全を第一義として取り組むこと。また、必要な安全性を確保するため、組織、人員体制、教育訓練、人材育成、技術継承といった組織的・人的能力の向上に向け不断の充実・強化を責任をもって行うこと。
- 4 島根原子力発電所に対する武力攻撃に関する最新の知見を安全対策に反映するとともに、緊急を要する場合には国からの命令を待たず直ちに運転を停止すること。
- 5 水産資源等に影響を与えるような事態を回避するため、万全な汚染水対策を実施すること。
- 6 貴社と県民の信頼関係の礎となる「島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定書」を重んじ、安全を第一義とし、社員の心身の健康管理を含め、今後も安全文化の醸成に取り組み、法令や協定を遵守し信頼回復に務め、必要な対策の実施状況について適切に情報提供を行うこと。
- 7 鳥取県、米子市及び境港市が行う原子力防災対策について、誠意をもって協力を行うこと。また、それぞれの責務を踏まえ、連携、協力内容及び財源措置を継続して実施することを担保する協定を締結すること。

写

第 202100325589 号
防起第 3218 号 - 1
発境自第 21 号
令和 4 年 3 月 25 日

経済産業大臣 萩生田 光 一 様

鳥取県知事 平井 伸 治

米子市長 伊木 隆 司

境港市長 伊達 憲太郎

中国電力株式会社島根原子力発電所 2 号炉の再稼働に向けた政府の方針に
ついて（回答）

令和 3 年 9 月 15 日付 20210915 資庁第 1 号で理解要請のあったこのことについては、下記事項
について申し入れます。

また、中国電力から平成 25 年 1 月 21 日付電原総第 24 号で報告のあった「原子炉等規制法の改正
に伴い新たに施行された規制基準に係る安全対策」については、了解する旨回答しました。

ついては、貴職におかれては、下記事項について、関係省庁と連携し、政府として適切な対応を強く
求めます。

記

- 1 島根原子力発電所 2 号炉の安全確保については、今後行われる工事計画認可等所要の法令上の手続
きについて、関係事業者等の安全管理体制も含め、厳格な審査等を行うこと。併せて、原子力発電所
の安全性に関して新たな知見を得たときは、規制基準を速やかに見直すとともに、その内容について
県民に分かりやすく説明し、厳格な審査を行うこと。
- 2 中国電力が行う島根原子力発電所 2 号炉の再稼働については、政府を挙げて安全が必ず確保される
よう厳しく指導監督を行い、再稼働に係る安全の確保については政府が責任をもって対処すること。
さらに、万が一事故が発生した場合には、全責任をもって賠償すること。
- 3 中国電力が行う島根原子力発電所の汚染水対策を、適切に実施させること。
- 4 使用済燃料の最終処分については、確実に実施できるよう国が前面に立って責任をもって対処する
こと。
- 5 再生可能エネルギーの主力電源化を進め、再生可能エネルギーの導入を効果的に進めるなど、可能
な限り原発依存度の低減に向けて対策を講じること。
- 6 鳥取県、米子市及び境港市における島根原子力発電所の安全対策、原子力災害時の避難対策等につ
いて、政府内で調整を図り、関係省庁において適切な財源措置を講ずること。その際、UPZにおけ
る原子力防災体制を一層強化するため、原子力防災支援基地の早期整備をはじめ、原子力防災対策に
必要な財源を確保し措置すること。
- 7 原子力防災体制の確立に当たり、避難計画の実効性を更に深化させるため、島根地域原子力防災協
議会などを通じて、引き続き国が責任をもって取り組むこと。
- 8 今後再稼働を進めるに際しては、周辺地域の声が確実に反映される法的な仕組みを整備し、同意を
求める範囲等、周辺自治体の位置づけを明確にすること。また、立地自治体のみならず周辺自治体
も同等の原子力防災対策を行わなければならない制度と実情にある以上、周辺自治体のこうした現
実に対して見合うよう相応の財政的配慮を制度化し実行すること。

- 9 島根原子力発電所の事故時の避難では、島根県からの避難者も弓ヶ浜半島を通過する計画となっている。円滑な避難を行うためには、米子境港間の高規格道路が必要であり、早期に整備を行うこと。
- 10 原子力発電所に対する武力攻撃について、これへの対処、十分な安全対策、原子力防災対策に係る関係法令等の内容の検証を行うこと。また、その内容については、県民に分かりやすく説明するとともに、外交等を通じて毅然として対処しその抑止を図り、併せて原子力発電所への武力攻撃に対して防御するため、自衛隊による対処も含め万全を期すこと。また、原子力発電所への武力攻撃などが懸念されるような事態となった場合には、原子力事業者に対し運転停止を迅速に命じることとし、特に緊急を要する場合は、原子力事業者が直ちに運転を停止できるよう事業者の指導を行うこと。さらに、原子力発電所に対する武力攻撃時の住民避難等について、国民保護法に基づく国民保護措置をはじめとした対策を万全に実施できるよう、政府で責任をもって体制構築と現場支援を行うこと。

写

第 202100325588 号
令和 4 年 3 月 25 日

島根県知事 丸山 達也 様

鳥取県知事 平井 伸治

「島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する覚書」に基づく
手続きについて（回答）

令和3年12月14日付原第638号で依頼のあったこのことについては、今後、貴県の判断の説明を受け、米子市及び境港市の意見等を踏まえて回答します。

なお、中国電力株式会社からの事前報告に対し別添写しのとおり回答し、常に最新の知見を反映し安全性の向上に努めることなど7項目について特に強く求めました。

また、国に対して別添写しのとおり申し入れしました。

貴職におかれましては、島根原子力発電所で事故が起きた場合には県境に関係なく当県の県民も大きな影響を受けることに御理解いただき、島根原子力発電所2号機の新規制基準への適合性申請に係る事前了解願いに係る貴県の判断に際して、当職の考え方を反映していただきますよう御高配方、宜しくお願いいたします。

※中国電力への回答については、資料6のとおり
※国への申し入れについては、資料7のとおり

写

島原本企第1号
2022年4月7日

鳥取県知事
平井伸治様

中国電力株式会社
代表取締役社長執行役員
清水希茂

原子炉等規制法の改正に伴い新たに施行された規制基準に係る
安全対策について（回答）に対する当社の対応について

平素より島根原子力発電所の運営に格別のご理解とご協力を賜り、厚く
御礼申し上げます。

令和4年3月25日付第202100325587号によるご回答に対
し、下記のとおり、誠意をもって対応してまいりますので、引き続き、ご
理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 事故等のリスクを可能な限り低減させるため、地震・津波をはじめと
した各事象に係る最新の知見を安全対策に適切に反映するとともに、新
規制基準に基づく対応にとどまらず、自主的な安全対策にもしっかりと
取り組んでまいります。

また、万が一発電所の事故により地域の皆さまに損害が生じた場合に
は、賠償について風評被害も含め誠意をもって責任ある対応をいたしま
す。

2. 原子力規制委員会における工事計画認可等の審査について、引き続き
真摯に対応いたします。

また、その状況を適宜、貴県、米子市および境港市にご報告し、ご意
見に誠意に対応いたしますとともに、様々な機会を通じて分かりやすく
丁寧に説明してまいります。

3. 今後も引き続き、長期停止の影響に対する保全活動も含め、安全最優
先で緊張感をもって、万全を期します。

このため、重大事故対策の実施組織や要員の常時確保に係る体制の整

備に加え、手順書の整備、計画的な教育・訓練を通じた的確かつ柔軟に対応できる力量の確保など、人的対応についても充実・強化を図ってまいります。

4. 武力攻撃への対応を含め、安全性向上に必要な知見について、適切に反映してまいります。

また、設備に対する被害が想定される場合は、自らの判断で発電所を停止することも含め、適切に対応してまいります。

5. 汚染水対策について、島根原子力発電所の特性を踏まえた対策を自主的に講じており、引き続き、運用面も含めた充実を図ってまいります。

6. 鳥取県民の皆さまに信頼いただき、ご理解とご協力が得られるよう、「島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定」の誠実な運用に努めることはもとより、今後も更なる安全文化の醸成に向け、協力会社も含めた体制整備、機能強化を図ってまいります。

7. 貴県、米子市および境港市が実施される島根原子力発電所に係る原子力防災対策への協力内容について、今後、誠意をもって協議させていただきます。

また、同対策に必要な財源へのご協力についても、一定の継続性をもった仕組みとして協定を締結させていただきたく存じます。

以 上

島根原子力発電所に係る原子力防災に関する協力協定

島根県（以下「甲」という。）、鳥取県（以下「乙」という。）及び中国電力株式会社（以下「丙」という。）は、原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）におけるそれぞれの責務を踏まえ、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 本協定は、丙の島根原子力発電所にかかる原子力防災対策（以下「原子力防災対策」という。）について、甲、乙及び丙が相互に連携、協力を図ることを目的とする。

（協力項目）

第 2 条 丙は、甲及び乙に対し、次の各号に掲げる事項について誠意をもって協力するとともに、平時から要員や資機材等の協力体制について情報共有を行うものとする。

- （1）避難退域時検査、簡易除染及びこれに付帯する事項
- （2）緊急時モニタリング
- （3）避難行動要支援者等の避難等の支援（福祉車両の確保等を含む）
- （4）放射線防護対策施設への物資供給
- （5）避難所運営支援（物資輸送を含む）
- （6）オフサイトセンターへの電源供給
- （7）放射線防護資機材の供給支援
- （8）住民相談窓口等の設置
- （9）その他、原子力防災対策において法令・原子力災害対策指針の改正に伴い丙が協力することとされた事項

2 丙は、前項に定める事項のほか、原子力防災対策について積極的な協力を行うものとする。

（財源協力）

第 3 条 丙は、乙が実施する原子力防災対策に係る経費のうち、国の財源措置が行われないものについて、乙及び丙が別に定めるところにより応分の負担をするものとする。

（協定の実施体制）

第 4 条 甲、乙及び丙は、本協定の実施に当たり、それぞれ連絡調整に関する担当部署を定め、必要に応じて協議を行うものとする。

（有効期間）

第 5 条 本協定は、締結の日から効力を有するものとし、甲、乙及び丙のいずれかが協定の終了の申し入れ、相手方のいずれもがこれを承諾するまでの間、その効力を維持するものとする。

(情報保護)

第6条 甲、乙及び丙は、本協定を実施するに当たり、相手方から知り得た情報について、本協定の期間中はもとより本協定の終了後も第三者に対し開示し、又は漏洩してはならない。

ただし、事前に相手方の承諾を得た場合又は法令により開示が求められた場合は、この限りではない。

(協議)

第7条 甲、乙及び丙のいずれかが本協定の内容変更を申し出たときは、その都度協議を行うものとする。

2 本協定に定めのない事項又は本協定の定める事項に関して疑義等が生じたときは、甲、乙及び丙が協議の上、解決するものとする。

本協定締結の証として、本書3通を作成し、甲、乙及び丙それぞれ1通を保有するものとする。

令和4年7月6日

甲 島根県

島根県知事 丸山 達也

乙 鳥取県

鳥取県知事 平井 伸治

丙 中国電力株式会社

代表取締役
社長執行役員 瀧本 夏彦

島根原子力発電所に係る原子力防災に関する財源協力協定

鳥取県（以下「甲」という。）と中国電力株式会社（以下「乙」という。）とは、鳥取県と甲と乙との間において令和4年7月6日付けで締結した島根原子力発電所に係る原子力防災に関する協力協定（以下「基本協定」という。）の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（負担の範囲）

第1条 乙は、基本協定第3条に基づき、甲が実施する島根原子力発電所の原子力防災対策（米子市及び境港市が実施するものを含む。以下「防災対策」という。）に係る額について金1.8億円を上限に、毎年度、甲乙協議により定める額を負担するものとする。

（基金への積立て等）

第2条 甲は、前条により乙が負担した金額を甲の鳥取県原子力防災対策基金（以下「基金」という。）へ積み立てる。

2 甲は、防災対策に係る経費のうち、国の財源措置が行われないものについて、基金を取り崩してその財源に充当する。

（国への要請）

第3条 甲は、防災対策について、引き続き国の財源確保に努めるものとする。

（有効期間、更新）

第4条 本協定の有効期間は、令和4年度から同8年度までの5年間とする。

2 甲が令和9年度以降に実施する防災対策に係る経費のうち、国の財源措置が行われないものがあって、甲が必要であると認める場合は、島根原子力発電所の状況変化等も踏まえ、甲乙協議の上、期間を更新することができるものとする。

3 甲は、前項の協議を求める場合は、乙に対して、令和8年12月31日までに、書面により申入れを行うものとする。

4 第1項に定める期間中であっても、国が甲に防災対策の実施のために必要な措置を講ずることを求めていると認められなくなった場合、又は防災対策に係る経費の全てに国の財源措置が行われた場合は、以降本協定はその効力を失う。

5 本協定が効力を失った場合は、以降基本協定第3条はその効力を失う。

(協議)

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める条項に疑義が生じたときは、甲及び乙が協議の上、解決する。

本協定締結の証として、本書2通を作成し、甲及び乙それぞれ1通を保有するものとする。

令和4年7月6日

甲 鳥取県

鳥取県知事 平井 伸治

乙 中国電力株式会社

代表取締役
社長執行役員 瀧本 夏彦

写

第201200118956号
平成24年11月1日中国電力株式会社
取締役社長 荏田知英様鳥取県
鳥取県知事 平井伸治米子市
米子市長 野坂康夫境港市
境港市市長 中村勝治

国の原子力防災対策見直しを踏まえた「島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定等」の改定について（申入れ）

去る9月19日、国の原子力安全規制に関する新組織（原子力規制委員会）が発足するとともに、原子力災害対策特別措置法及び同法施行令等が改正されたことにより、既に島根原子力発電所に係る地域防災計画（原子力災害対策編）を策定していた鳥取県は、関係周辺都道府県に、米子市、境港市は関係周辺市町村に位置付けられることとなりました。

また、先に発表された原子力規制委員会（原子力規制庁）の原子力災害対策指針により、緊急時防護措置準備区域（UPZ）に鳥取県が位置付けられることになりました。

については、貴社に対し、島根原子力発電所に係る鳥取県民の更なる安全・安心の確保のため、下記のとおり島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定（以下「安全協定」という。）第19条の規定により、安全協定の改定を申し入れます。

記

- 1 安全協定を立地県・立地市並の協定となるよう改定すること。
- 2 同運営要綱第11条の規定により、実務担当者で構成される協議会を設置し、誠意ある協議を行うこと。

写

島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する覚書

島根県（以下「甲」という。）、鳥取県（以下「乙」という。）並びに米子市及び境港市（以下「丙」という。）は、甲が島根原子力発電所に関する重要な判断や回答をするに当たって、下記の手続きを経ることを確認する。

記

- 1 甲は、乙及び丙の考えをよく理解し、誠意をもって対応する。
- 2 甲は、総合的に判断した島根原子力発電所に関する重要な判断や回答を、乙及び丙に説明する。
- 3 前項の説明を経て、国、中国電力等重要な判断を回答すべき相手に対し、甲としての考えを届けるものとする。
その際、乙から甲に対し、丙の意見等を踏まえた意見等の提出があった場合には、甲は、当該意見等を付して届けるものとする。

平成25年11月7日

甲	島根県知事	溝口善兵衛
乙	鳥取県知事	平井伸治
丙	米子市長	野坂康夫
丙	境港市長	中村勝治

写

電立第18号
平成27年3月18日

鳥取県知事 平井伸治様

中国電力株式会社
取締役社長 荻田知英

島根原子力発電所1号機の今後の取り扱いについて

拝啓 早春の候 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は当社の事業運営に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、営業運転開始後40年を経過した島根原子力発電所1号機の取り扱いにつきましては、原子力発電を取り巻く事業環境の変化、今後の電力需要や供給力等を総合的に勘案し、本日の取締役会において、平成27年4月30日をもって廃止することといたしました。

島根原子力発電所1号機は昭和49年3月に営業運転を開始して以来、長きにわたって地域の電力安定供給の一翼を担うことができましたことは、貴県をはじめ、地域の皆さまのご理解とご協力の賜物であり、厚くお礼申し上げます。

島根原子力発電所の運営につきましては、今後の廃止措置も含め、安全の確保を最優先に、地域の皆さまのご理解をいただきながら取り組んでまいり所存でございますので、引き続き、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

敬 具

写

第201400197757号
平成27年3月19日中国電力株式会社
取締役社長 荻田 知英 様

鳥取県知事 平井 伸治

島根原子力発電所1号機の廃止決定に伴う申入れについて（通知）

平成27年3月18日に貴社より報告のあったこのことについて、下記のとおり申入れます。
貴社の誠意ある対応を求めます。

記

- 1 島根原子力発電所1号機については、引き続き厳正に安全管理を行うこと。
- 2 原子炉等規制法に基づく廃炉に向けての一連の手續に際しては、鳥取県、米子市及び境港市に安全協定に基づく報告を行うことを始め、安全を第一義として十分に協議を行い立地自治体と同等に対応すること。これに当たり、まずは廃止措置計画の申請内容等について、鳥取県、米子市及び境港市に対して具体的かつ分かりやすく説明すること。
- 3 島根原子力発電所1号機についても、鳥取県、米子市及び境港市が行うべき安全対策及び防災対策について全面的に協力すること。
- 4 現在改定協議中の安全協定について、立地自治体と安全協定の規定内容に差が設けられている現状は、貴社の対応自体にも差が生じるのではないかとの懸念を残すものであり、立地自治体と同等の内容に改定すること。

写

第201400197757号
平成27年 3月19日

経済産業大臣 宮 沢 洋 一 様

鳥取県知事 平 井 伸 治

中国電力株式会社島根原子力発電所1号機の廃止決定にともなう要望について

鳥取県における原子力防災行政について、日頃御協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

さて、3月18日に、中国電力株式会社から、島根原子力発電所1号機の廃止を決定し、電気事業法上の運転終了に関する届出を貴省に行ったことについて報告を受けました。

については、今後想定される長期間の廃止措置に係る周辺地域の安心・安全確保等も勘案し、適切に対処されるよう下記のとおり強く要望します。

記

- 1 運転終了及び廃止措置中の安全確保については、立地のみならず鳥取県など周辺の意見を聴き、長期にわたる廃止措置が徹底した安全管理の下で行われるよう、貴省におかれても中国電力への指導を適切に行うこと。
- 2 廃止措置中における周辺自治体が行う安全対策及び防災対策について、人件費等を含めた財源等の対応を検討すること。
- 3 中国電力に対し、安全協定の立地自治体と同等の内容への必要な見直しを迅速に行うよう指導すること。

写

第201400197595号
平成27年3月19日

原子力規制庁長官 池田克彦様

鳥取県知事 平井伸治

中国電力株式会社島根原子力発電所1号機の廃止決定に対する要望について

鳥取県における原子力防災行政について、日頃御協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

さて、3月18日に中国電力株式会社から、島根原子力発電所1号機の廃止を決定し、電気事業法上の運転終了に関する届出を経済産業省に行ったことについての報告を受けました。

については、今後想定される長期間の廃止措置に係る周辺地域の安心・安全確保等も勘案し、適切に対処されるよう下記のとおり強く要望します。

記

- 1 廃炉の安全に関する規制基準をはじめとして廃止措置段階における安全確保に関する適正処理のプロセスを早期に明確にするとともに、原子炉等規制法に基づく廃止措置計画の認可等を行う場合には、安全を第一義として厳正に対処すること。また、これら内容を鳥取県、米子市及び境港市に具体的かつ分かりやすく説明すること。
- 2 廃止措置においては安全を第一とし、立地のみならず鳥取県など周辺の意見を聴き、長期にわたる廃止措置を徹底した安全管理の下で行うように指導・監督すること。
- 3 廃止措置中の防災対策について万全を期すこと。また、自治体に対して必要な技術的及び財政的支援を行うこと。

写

第201500028555号
平成27年5月15日中国電力株式会社
取締役社長 荻田知英様

鳥取県知事 平井伸治

島根原子力発電所1号機の営業運転終了に伴う安全確保について

島根原子力発電所1号機の営業運転の終了に当たり、今後の廃止措置を憂慮して下記のとおり申し入れます。貴社の誠意ある対応を求めます。

記

- 1 廃止措置に係る安全確保については、長期にわたる廃止措置が安全を最優先として行われるよう、引き続き厳正に安全確保を最優先に取り組むこと。
- 2 廃止措置については、安全対策をはじめとし実効性のあるものにする。また、使用済み核燃料の取扱い及び廃止措置に伴って発生する廃棄物の処理・処分について、具体的にするとともに、安全対策をはじめ地元自治体の理解を得ること。
- 3 原子炉等規制法に基づく廃炉に向けての一連の手續きに際しては、本県、米子市及び境港市に対して安全協定に基づく報告を行うことを始め、安全を第一義として十分に協議を行い立地自治体と同様に対応すること。
- 4 廃止措置が終了するまでの間について、鳥取県、米子市及び境港市が行う安全対策及び防災対策について、事業者としての役割を積極的に果たすこと。
- 5 現在協議中の安全協定について、立地自治体と安全協定の内容に差が設けられている現状は、貴社の対応自体にも差が生じるのではないかと懸念を残すものであり、立地自治体と同等の内容に改定すること。

写

第201800127060号
防起第709号-1
受境自第47号
平成30年8月6日

中国電力株式会社
代表取締役社長執行役員 清水 希茂 様

鳥取県知事 平井 伸治

米子市長 伊木 隆司

境港市長 中村 勝治

原子炉等規制法の改正に伴う島根原子力発電所3号機の新規制基準への
適合性申請について（回答）

島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定第6条に基づき、平成30年5月22日付島原本広第124号で事前報告のあったこのことについては、同条に基づいて、下記のとおり回答します。貴社の誠意ある対応を求めます。

記

安全協定第6条に基づき報告を受けたことの可否に関しては、敢えて判断を見送ることとし、今回最終的な意見を留保する。事前報告の可否に関する最終的な意見は、次の事項を前提として、今後、原子力規制委員会の詳細な審査の後、同委員会及び中国電力株式会社から審査結果について説明を受け、議会、県原子力安全顧問、原子力安全対策合同会議の意見を聞き、県、米子市及び境港市で協議の上、提出する。

- 1 稼働に向けての一連の手續に際し、鳥取県、米子市及び境港市に協議を行うことをはじめ、立地自治体と同等に対応すること。
- 2 島根原子力発電所の安全対策や規制委員会の審査状況等について、住民説明会を開催するとともに、鳥取県、米子市及び境港市に対しても分かりやすく丁寧な説明を行うこと。
- 3 汚染水対策を適切に実施すること。また、その内容を具体的かつ分かりやすく説明すること。
- 4 地震・津波・火山に関して、最新の知見を反映しつつ継続的に調査、評価を行い、適切に対応を行うこと。
- 5 2号機・3号機に同時にシビアアクシデントが生じる場合も含め、シビアアクシデント対策について、より幅広いハード対策及びソフト対策を適切に検討し実施すること。また、その内容を具体的かつ分かりやすく説明すること。
- 6 使用済燃料の搬出、譲渡し等の対策について、安全の確保を大前提に、住民の理解を得て一層の取組を進めること。
- 7 住民の安全確保にとって重要な避難計画の実効性を深化させるため、人的・物的資源の確保等も含め、原因者としての責任を果たすべく協力すること。
- 8 県民の安全を第一義とし、関係自治体など地元への正確な情報提供、組織・人員体制、教育・訓練、トラブル等の教訓の反映をはじめ原子力安全文化の醸成、自主的かつ主体的な安全対策等、周辺自治体に誠実に協力し、万全な原子力安全対策を責任をもって行うこと。

写

第201800127060号
防起第709号-1発
境自第45号平成
30年8月6日

原子力規制委員長 更田 豊志 様

鳥取県知事 平井 伸治

米子市長 伊木 隆司

境港市長 中村 勝治

中国電力株式会社の島根原子力発電所3号機に関する新規制基準適合性審査
申請の動きを踏まえた要望について（送付）

鳥取県における原子力防災行政について、日ごろ御協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

さて、このことについては、5月22日に中国電力株式会社から、鳥取県、米子市、境港市及び中国電力と締結している「島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定」に基づき、新規制基準適合性審査申請の事前報告を受け、8月6日にこれに対する意見を回答したところです。

ついては、今回貴委員会に対して、万が一原子力災害が発生した場合には大きな影響が及び得るといふ周辺地域のリスクを勘案し適切に対処されるよう、別紙1のとおり強く要望いたします。なお、中国電力株式会社に対応を求める事項として、別紙2のとおり意見を付しています。

※
「別紙2」は、資料19と同内容のため、省略

別紙 1

原子力規制委員会への要望

I 周辺地域の意見に基づいた原子力発電所の運用について

【周辺地域を含めた安全対策について】

- 1 福島原発事故において周辺地域が甚大な被害を蒙った事実を踏まえ、稼働に向けた一連の手続きにおいて、立地自治体と同等に対応する仕組みを構築し、中国電力に対して指導すること。このため、中国電力との間における安全協定を立地自治体と同等なものにするよう指導するとともに、周辺地域の声が確実に反映される法的な仕組みを整備し、同意を求める範囲等、周辺自治体の位置づけを明らかにすること。
- 2 原子力発電所の稼働の判断にあたっては、地震・津波・火山等の自然災害や複数プラントでの同時事故等によるシビアアクシデント対策など、まずは安全性を厳格に審査した上で、安全を第一義として慎重に判断するとともに、国が責任を持って審査結果、稼働の安全性と必要性を住民に丁寧にわかりやすく説明すること。

【中国電力に対する指導について】

- 3 中国電力に対し、県民の安全を第一義とし、関係自治体など地元への正確な情報提供、教育をはじめ原子力安全文化の醸成、周辺自治体が作成する避難計画の実効性の深化への協力など、万全な原子力安全対策を責任もって行うよう審査及び指導すること。

【汚染水対策について】

- 4 島根原子力発電所に対し、汚染水対策を適切に実施させること。また、国においてもその内容を精査し、丁寧かつ十分に説明するとともに、汚染水対策については法的にも担保するように措置すること。

【原子力行政における情報の透明化等について】

- 5 福島第一原発事故に関する徹底した情報公開、原子力発電所の状況や放射性物質の影響等に関する緊密な情報提供など、国の原子力行政の基本として情報の透明化を徹底し、地方自治体との連携を深めること。

II 周辺地域における防災対策の強化について

【原子力防災対策の強化について】

- 6 UPZの設定に伴い、原子力発電所周辺自治体であっても立地自治体と同様の原子力防災対策が求められることから、避難計画の実効性の深化をはじめとした原子力防災対策に必要な人件費等の経費について、国や電力会社が適切な負担を受け持つ仕組みを早急に構築すること。

- 7 UPZにおける原子力防災体制を一層強化するため、原子力防災・安全対策の交付金を十分確保すること。本年度も本県の原子力環境センター（県モニタリング本部）の機器整備等の機能強化が図られるよう、国において必要な財源を措置すること。
- 8 避難ルート等の検討や準備などには、気象情報の活用や放射性物質の拡散を予測するの活用が有用と考えられるため、国が責任を持って活用可能な拡散計算について、専門的、技術的及び財政的に支援を行うこと。

【原子力災害医療体制の整備】

- 9 安定ヨウ素剤について、3歳以上の未就学児、障がいや高齢等により嚥下機能が低下している者についても、ゼリー剤の服用を基本とし、ゼリー剤50ミリグラム規格の開発製造を促進すること。
- 10 避難行動要支援者の避難に際し、移動手段及び必要な医療従事者、介護職員等の確保について、国が関与して方針を示し、体制を整備すること。また、広域福祉避難所で必要な資機材について国が広域的に確保すること。

Ⅲ 島根原子力発電所低レベル放射性廃棄物のモルタル充填に用いる流量計問題について

- 11 平成30年5月16日の原子力規制委員会において、全ての改善措置の完了が確認され、保安規定違反に基づく監視を終了することが報告されたが、その結果を関係自治体に対してわかりやすく説明するとともに、再発防止に向けて中国電力に対して徹底した監督指導を行うこと。

Ⅳ 島根原子力発電所1号機の廃止措置について

【廃止措置計画の履行確認と計画変更について】

- 12 廃止措置の実施については、厳正な保安検査等によって監視するとともに、その結果を周辺自治体及び地元住民に対して丁寧にわかりやすく説明すること。また、作業内容が廃止措置計画に反する場合には、災害を防止するために必要な措置を命ずること。
- 13 今後の計画変更においては、廃止措置中の使用済燃料の管理、廃止措置に伴い発生する系統除染の薬液や解体等の作業に伴う放射性粉じん等の漏えい防止対策、地震等の自然災害への対応、並びに放射性廃棄物等の管理や処分について、廃止措置の段階に応じ安全かつ適切に行われるよう、体制も含め厳格に審査すること。

写

第201800127060号
防起第709号-1
発境自第46号
平成30年8月6日

経済産業大臣 世耕弘成様

鳥取県知事 平井伸治

米子市長 伊木隆司

境港市長 中村勝治

中国電力株式会社の島根原子力発電所3号機に関する新規制基準適合性審査
申請の動きを踏まえた要望について（送付）

鳥取県における原子力防災行政について、日ごろ御協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

さて、このことについては、5月22日に中国電力株式会社から、鳥取県、米子市、境港市及び中国電力と締結している「島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定」に基づき、新規制基準適合性審査申請の事前報告を受け、8月6日にこれに対する意見を回答したところです。

については、今回貴省に対して、万が一原子力災害が発生した場合には大きな影響が及び得るという周辺地域のリスクを勘案し適切に対処されるよう、別紙1のとおり強く要望いたします。なお、中国電力株式会社に対応を求める事項として、別紙2のとおり意見を付しています。

※
「別紙2」は、資料19と同内容のため、省略

別紙 1

経済産業省への要望

I 周辺地域の意見に基づいた原子力発電所の運用について

【周辺地域を含めた安全対策について】

- 1 福島原発事故において周辺地域が甚大な被害を蒙った事実を踏まえ、稼働に向けた一連の手続きにおいて、立地自治体と同等に対応する仕組みを構築し、中国電力に対して指導すること。このため、中国電力との間における安全協定を立地自治体と同等なものにするよう指導するとともに、周辺地域の声が確実に反映される法的な仕組みを整備し、同意を求める範囲等、周辺自治体の位置づけを明らかにすること。
- 2 原子力発電所の稼働の判断にあたっては、地震・津波・火山等の自然災害や複数プラントでの同時事故等によるシビアアクシデント対策など、まずは安全性を厳格に審査した上で、安全を第一義として慎重に判断するとともに、国が責任を持って審査結果、稼働の安全性と必要性を住民に丁寧に分かりやすく説明すること。

【中国電力に対する指導について】

- 3 中国電力に対し、県民の安全を第一義とし、関係自治体など地元への正確な情報提供、教育訓練をはじめ原子力安全文化の醸成、周辺自治体が作成する避難計画の実効性の深化への協力など、万全な原子力安全対策を責任もって行うよう監督及び指導すること。

【汚染水対策について】

- 4 島根原子力発電所に対し、汚染水対策を適切に実施させること。また、国においてもその内容を精査し、丁寧かつ十分に説明するとともに、汚染水対策については法的にも担保するように措置すること。

II 周辺地域における防災対策の強化について

【原子力防災対策の強化について】

- 5 UPZの設定に伴い、原子力発電所周辺自治体であっても立地自治体と同様の原子力防災対策が求められることから、避難計画の実効性の深化をはじめとした原子力防災対策に必要な人件費等の経費について、国や電力会社が適切な負担を受け持つ仕組みを早急に構築すること。

III 島根原子力発電所1号機の廃止措置について

【使用済燃料等に対する取扱い等について】

- 6 使用済燃料の搬出が確実にされるよう、国が前面に立って使用済燃料の再処理等の体制の確立に取り組むこと。また、低レベル放射性廃棄物の処分については、発生者責任の原則を基本としつつ、国としても、処分が円滑に実現できるよう取組を加速させること。

【中国電力に対する指導について】

- 7 中国電力に対し、廃止措置の実施状況等について、周辺自治体及び地元住民に対して丁寧に分かりやすく説明を行うよう指導すること。

写

第201800127060号
防起第709号-1
発境自第47号
平成30年8月6日

内閣府特命担当大臣（原子力防災） 中川 雅治 様

鳥取県知事 平井 伸治

米子市長 伊木 隆司

境港市長 中村 勝治

中国電力株式会社の島根原子力発電所3号機に関する新規制基準適合性審査
申請の動きを踏まえた要望について（送付）

鳥取県における原子力防災行政について、日ごろ御協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

さて、このことについては、5月22日に中国電力株式会社から、鳥取県、米子市、境港市及び中国電力と締結している「島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定」に基づき、新規制基準適合性審査申請の事前報告を受け、8月6日にこれに対する意見を回答したところです。

ついては、今回貴府に対して、万が一原子力災害が発生した場合には大きな影響が及び得るという周辺地域のリスクを勘案し適切に対処されるよう、別紙1のとおり強く要望いたします。なお、中国電力株式会社に対応を求める事項として、別紙2のとおり意見を付しています。

※
「別紙2」は、資料19と同内容のため、省略

別紙 1

内閣府（原子力防災）への要望

○周辺地域における防災対策の強化について

【原子力防災対策の強化について】

- 1 避難計画の実効性を深化させるため、県域を越える広域避難に備え、輸送手段や避難先の確保、避難に使用する道路のUPZ内の一体的整備、広域の交通規制等に係る調整の具体的な仕組みを構築すること。原子力防災資機材の迅速かつ的確な運用に必要な体制整備について財政的な支援を行うこと。避難行動要支援者の移動手段及び必要な医療従事者、介護職員等の確保について、国が関与して方針を示し、体制を整備すること。広域福祉避難所で必要な資機材について国が広域的に確保すること。
- 2 UPZにおける原子力防災体制を一層強化するため、原子力防災・安全対策の交付金を十分確保すること。また、UPZの設定に伴い、原子力発電所周辺自治体であっても立地自治体と同様の原子力防災対策が求められることから、避難計画の実効性の深化をはじめとした原子力防災対策に必要な人件費等の経費について、国や電力会社が適切な負担を受け持つ仕組みを早急に構築すること。
- 3 避難ルート等の検討や準備などには、気象情報の活用や放射性物質の拡散を予測する情報の活用が有用と考えられるため、国が責任を持って活用可能な拡散計算について、専門的、技術的及び財政的に支援を行うこと。

【原子力災害医療体制の整備】

- 4 安定ヨウ素剤について、3歳以上の未就学児、障がいや高齢等により嚥下機能が低下している者についても、ゼリー剤の服用を基本とし、ゼリー剤50ミリグラム規格の開発製造を促進すること。

写

第201800127060号
防起第709号-1
受境自第52号
平成30年8月6日

島根県知事 溝口 善兵衛 様

鳥取県知事 平井 伸治

米子市長 伊木 隆司

境港市長 中村 勝治

島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する覚書に基づく意見について（回答）

平成30年5月31日付原第154号で依頼のあったこのことについては、下記のとおり回答します。

島根原子力発電所で事故が起きた場合には、当県の県民も大きな影響を受けるということも御賢察いただき、特段の御配慮をお願いします。

なお、中国電力株式会社には別紙のとおり回答します。

記

中国電力株式会社による島根原子力発電所3号機の新規制基準への適合性申請の可否に関しては、敢えて判断を見送ることとし、今回最終的な意見を留保する。

可否に関する最終的な意見は、今後、原子力規制委員会の詳細な審査の後、同委員会及び中国電力株式会社から審査結果について説明を受け、議会、県原子力安全顧問、原子力安全対策合同会議の意見を聞き、県、米子市及び境港市で協議の上、回答する。

※
「別紙」は、資料19と同内容のため、省略

写

鳥 第 201800132418 号
平 成 30 年 8 月 7 日

島根県知事 溝口 善兵衛 様

鳥取県知事 平井 伸治

「島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する覚書」に基づく
意見について（回答）

平成30年8月7日付原第266号で照会のあったこのことについては、貴職の対応で特段の差支えはありません。

なお、中国電力株式会社からの事前報告に対して別添写しのとおり8月6日付けで回答し、その中で、立地自治体と同等の対応及び避難計画の実効性の深化への協力については、特に強く求めました。

また、原子力規制委員会、経済産業省及び内閣府（原子力防災）に対して別添写しのとおり要望しました。

島根原子力発電所で事故が起きた場合には、当県の県民も大きな影響を受けるということも御賢察いただき、引き続き特段の御配慮をお願いします。

※ 資料 19、20、21、22参照

写

第201800221554号
防起 第1523号-1
発 境 自 第 6 2号
平成30年11月9日

中国電力株式会社
代表取締役社長執行役員 清水 希茂 様

鳥取県知事 平井 伸治

米子市長 伊木 隆司

境港市長 中村 勝治

島根原子力発電所3号機の新規制基準適合性審査の対応等に関する申入れ

5月22日に安全協定に基づいて貴社からあった島根原子力発電所3号機の新規制基準適合性審査申請に関する事前報告について、鳥取県、米子市及び境港市は8月6日に最終的な意見を留保し、8項目の条件を前提として原子力規制委員会の詳細な審査後に最終的な意見を提出することとしたところです。

このような中、9月4日に行われた原子力規制委員会の3号機に関する第1回審査会合において、2号機と共通内容である地盤、津波等の解析結果が申請書に記載されていないので、審査ができないと指摘されました。

貴社が3号機の重要性と必要性を強調されていたにもかかわらずこのような指摘があり、さらに続いて2号機でも同様の指摘があったことから、審査のみならず安全に対する貴社の姿勢に疑念の声が上がっています。

私たちは、2号機の審査が終了してから3号機の申請をすべきであると考えていたところであり、概要説明を受けている最中に唐突に事前報告があり、その上、この度の指摘があったことは、信頼関係を損なうものであり甚だ残念で遺憾に思います。

については、貴社に対してあらためて下記のことを強く求めます。

記

- 1 この度の遺憾な事態を繰り返すことなく、安全を第一義とし、最新の知見を反映して審査に対して真摯に対応すること。
- 2 今回の3号機及び2号機のことについて、周辺地域の住民に対して説明責任を果たすこと。
- 3 平成30年8月6日付第201800127060号（別添写し）で申入れしたとおり、安全協定を改定すること。なお、安全協定第6条に基づく事前報告の可否に関しては、最終的な意見を留保していることを申し添える。

鳥取県原子力安全顧問設置要綱

(顧問の設置)

第1条 本県が実施する平常時及び緊急時における環境放射線等のモニタリング（以下「環境放射線等モニタリング」という。）、原子力災害その他の緊急時における防災対策、本県に影響を及ぼす原子力施設の安全対策等について、技術的観点から幅広く指導、助言等を得ることを目的として、鳥取県原子力安全顧問（以下「顧問」という。）を設置する。

(顧問の職務)

第2条 顧問は、県の要請に応じて、次の事項について必要な指導、助言等を行う。

- (1) 環境放射線等モニタリングの実施に係る技術的事項及び環境放射線等モニタリング結果の評価に関すること。
 - (2) 原子力災害の防災対策に関すること。
 - (3) 原子力施設の安全対策に関すること。
 - (4) 前三号に掲げる事項を所管する上で必要な事項に関すること。
- 2 知事は、顧問に対し、島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定第11条の規定に基づく現地確認への同行を必要に応じ要請することができる。

(顧問の委嘱等)

第3条 顧問は、学識経験者の中から、知事が委嘱する。

2 顧問の任期は2年以内とし、再任を妨げない。この場合において、追加して委嘱する顧問の任期は、既に委嘱されている他の顧問のうち任期の終期が最も遅い者の当該終期までの期間とする。

(顧問の欠格事項)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、顧問に委嘱しない。顧問が次の各号のいずれかに該当したときは、当該顧問を解任する。

- (1) 原子力事業者等（営利を目的として、原子力に係る製錬、加工、貯蔵、再処理若しくは廃棄の事業を行う者、原子炉を設置する者、外国原子力船を本邦の水域に立ち入らせる者、核原料物質若しくは核燃料物質の使用を行う者又は原子炉の建設工事を請け負う者をいう。以下同じ。）又は法人である原子力事業者等の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。以下同じ。）若しくは使用人その他の従業者
- (2) 原子力事業者等で組織する団体の役員又は使用人その他の従業者
- (3) 顧問の委嘱の日（以下「委嘱日」という。）の前直近3年間に前2号のいずれかに該当していた者
- (4) 同一の原子力事業者等から、個人として、委嘱日の前直近1年間、委嘱日の1年前の日の前直近1年間又は 委嘱日の2年前の日の前直近1年間のうちいずれかの期間において、50万円以上の報酬等を受領していた者
- (5) 同一の原子力事業者等から、個人として、委嘱日以後1年間又は委嘱日1年後の日以後1年間に50万円以上の報酬等を受領している者
- (6) 次条第1項及び第2項に規定する申告をしない者

(顧問の委嘱手続等)

第5条 知事は、顧問の委嘱をしようとするときは、あらかじめ、委嘱しようとする者に、次に掲げる事項を記載した申告書(様式第1号)の提出を求める。

- (1)この項の規定により申告する日(以下「申告日」という。)において、前条第1項第1号から第4号までのいずれにも該当しないと料する事項
 - (2)当該学識経験者等個人の研究又はその所属する研究室その他の研究機関に対する原子力事業者等からの寄附について、申告日の前直近3年間(再任の場合は、申告日の属する年度の4月1日から申告日までの間)における寄附の対象となった研究の名称、寄附者及びその寄附金額
 - (3)申告日の前直近3年間(再任の場合は、申告日の属する年度の4月1日から申告日までの間)に、その所属する研究室等を卒業した学生が就職した原子力事業者等の名称及び就職者数
- 2 知事は、顧問に対して、次に掲げる事項を記載した申告書(様式第2号)を毎年4月30日までに提出するよう求める。
- (1)申告を行う前年度における顧問個人の研究又はその所属する研究室その他の研究機関に対する原子力事業者等からの寄附について、その対象となった研究の名称、寄附者及びその寄附金額
 - (2)申告を行う前年度において、顧問の所属する研究室等を卒業した学生が就職した原子力事業者等の名称及び就職者数
- 3 顧問は、前条の欠格事由に該当すると思料するときは、速やかに、顧問を辞職することを知事に申し出るものとする。
- 4 知事は、顧問に委嘱している者から第1項第2号及び第3号並びに第2項の規定により申告された事項を公表する。

(鳥取県原子力安全顧問会議)

第6条 県は、必要があると認めるときには、指導、助言等を求める案件に応じて顧問のうちから適当と認める者に出席を求め、鳥取県原子力安全顧問会議を開くことができる。この場合において、県は出席する顧問の中から座長を選任することができる。

(事務処理)

第7条 この要綱に関する事務は、危機管理局原子力安全対策課が行う。

(その他)

第8条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年10月17日から施行する。

原子力防災連絡会議設置要項

1. 目的

福島第一原子力発電所事故以降、国において事故の教訓等を踏まえた防災対策の見直しが進められている中、島根原子力発電所にかかる原子力防災対策について関係自治体間で連携、調整を図るために情報交換等を行うことを目的に連絡会議を設置する。

2. 組織

- (1) 当該連絡会議は、議長及び構成員をもって組織する。
- (2) 議長は島根県防災部長をもって充てる。
- (3) 構成員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

3. 会議

- (1) 当該会議は、議長が招集し、これを主宰する。
- (2) 議長が不在の場合は、あらかじめ議長が指定する者がその職務を代行する。
- (3) 議長は、必要があると認められるときは、構成員以外の者の参加を求めることができる。
- (4) 当該会議には、必要に応じて作業部会を置くことができる。

4. 事務局等

- (1) 当該会議の事務局は、島根県防災部原子力安全対策課に置く。
- (2) この要項に定めるもののほか当該会議の運営に必要な事項は、議長が別に定める。

附 則 この要項は、平成 23 年 5 月 24 日から施行する。

附 則 この要項は、平成 23 年 9 月 14 日から施行する。

附 則 この要項は、平成 23 年 10 月 12 日から施行する。

附 則 この要項は、平成 24 年 7 月 19 日から施行する。

附 則 この要項は、平成 26 年 2 月 7 日から施行する。

附 則 この要項は、平成 26 年 4 月 28 日から施行する。

附 則 この要項は、平成 27 年 5 月 22 日から施行する。

附 則 この要項は、平成 29 年 3 月 27 日から施行する。

(別表)

団 体 名	職 名	備考
松 江 市	防災安全部長	
出 雲 市	総務部防災安全担当部長	
安 来 市	総務部統括危機管理監	
雲 南 市	統括危機管理監	
米 子 市	総務部防災安全監	
境 港 市	総務部防災監	
鳥取県警察本部	警 備 部 長	
鳥 取 県	危機管理局長	
島根県警察本部	警 備 部 長	
島 根 県	防 災 部 長	議長

地域原子力防災協議会の設置について

平成27年3月20日
内閣府政策統括官
(原子力防災担当)

1. 協議会設置の趣旨

- 平成25年9月3日の原子力防災会議決定に基づき、内閣府政策統括官(原子力防災担当)は、道府県や市町村が作成する地域防災計画・避難計画等の具体化・充実化を支援するため、原子力発電所の所在する地域毎に課題解決のためのワーキングチームとして「地域原子力防災協議会(以下「協議会」という。)」を設置する。

2. 協議会の運営

- 協議会は、(別紙1)の13地域に設置する。
- 協議会の基本構成員は(別紙2)とするが、地域ごとの課題や事情に応じて柔軟に設定する。
- 各協議会に、構成員を補佐するため、作業部会を置く。
- 作業部会の基本構成は(別紙3)とするが、地域ごとの課題や事情に応じて柔軟に設定する。
- 協議会及び作業部会の庶務は、内閣府原子力防災専門官が、内閣府政策統括官(原子力防災担当)の協力を得て行う。
- 協議会を開催した場合は、内閣府政策統括官(原子力防災担当)は、その議事要旨を作成し、内閣府ホームページで公表する。
- 率的な会議の開催のために、テレビ会議の活用、サブグループ・分科会の設置、複数地域での合同会議の開催を行うことが出来る。

3. 協議会の活動

- 平成25年9月3日の原子力防災会議決定及び平成27年3月5日の3年以内の見直し検討チーム第二次報告に基づき、協議会においては、以下を行う。
- (1)協議会では、要支援者対策、避難先や移動手段の確保、国の実動組織の支援、原子力事業者に協力を要請する内容等の具体策について、協議、連絡調整等を行う。内閣府政策統括官(原子力防災担当)及び関係省庁は、協議会における協議等を踏まえて、地方公共団体に対し、計画の具体化・充実化に係る支援を行う。
- (2)協議会では、避難計画を含む地域の緊急時対応が、原子力災害対策指針等に照らし、具体的かつ合理的なものであることの確認を行う。
内閣府政策統括官(原子力防災担当)は、協議会における確認結果を原子力防災会議・同幹事会に報告し、了承を求める。
- (3)協議会では、道府県が(2)により確認した緊急時対応に基づき行う訓練のうち、特に内閣府政策統括官(原子力防災担当)その他の関係省庁等が参加し総合的に実施する防災訓練に関して、訓練計画に定める訓練の目的、実施項目、反省点の抽出方法等を協議する。
- (4)協議会では、総合的な訓練の実施結果、成果、抽出された反省点等を協議し、訓練に参加した国の関係省庁、地方公共団体、指定公共機関等に共有する。協議会は、上記で共有した課題に関し、国の関係省庁、地方公共団体、指定公共機関等が行う計画やマニュアルの改善等について、フォローアップを行う。
- (5)(3)に基づき協議会が関与する訓練の準備、実施及び確認は、国際原子力機関(IAEA)のガイダンスを参照して行う。

(別紙 1)

地域原子力防災協議会の設置地域

地 域	道府県
泊地域	北海道
東通地域	青森県
女川地域	宮城県
福島地域	福島県
東海第二地域	茨城県
柏崎刈羽地域	新潟県
志賀地域	石川県、富山県
福井エリア地域	福井県、滋賀県、京都府、岐阜県
浜岡地域	静岡県
島根地域	島根県、鳥取県
伊方地域	愛媛県、山口県
玄海地域	佐賀県、長崎県、福岡県
川内地域	鹿児島県

※必要に応じて避難先となる県等にも参加を要請する。

(別紙 2)

地域原子力防災協議会 構成員

内閣府	政策統括官（原子力防災担当）
原子力規制庁	長官官房核物質・放射線総括審議官
内閣官房	内閣官房副長官補（事態対処・危機管理）付 危機管理審議官
内閣府	大臣官房審議官（防災担当）
警察庁	長官官房審議官
総務省	大臣官房総括審議官
消防庁	国民保護・防災部長
文部科学省	大臣官房審議官（研究開発局担当）
厚生労働省	大臣官房技術総括審議官
農林水産省	大臣官房技術総括審議官
経済産業省	大臣官房審議官（エネルギー・環境担当）
国土交通省	大臣官房危機管理・運輸安全政策審議官
海上保安庁	総務部参事官（警備救難部担当）
環境省	大臣官房審議官
防衛省	大臣官房審議官
関係道府県	副知事（※）

※ 関係道府県の出席者は、当該道府県の状況に応じ、副知事又は同程度の職にある者とする。

※ 関係市町村及び電力事業者は、オブザーバーとして会議に参加することができる。

(別紙 3)

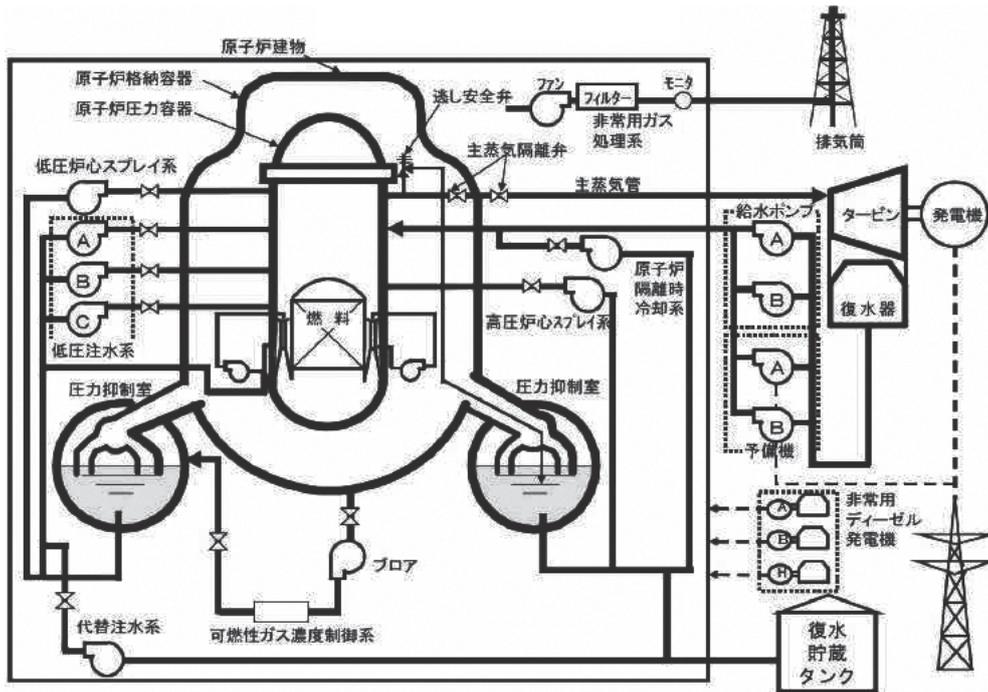
作業部会の基本構成

地域の内閣府原子力防災専門官
内閣府政策統括官（原子力防災担当）の担当者
道府県の担当者（課長級以上） ※議題により出席者の変更可。
厚生労働省、国土交通省及び避難等の支援に係る実動省庁（中央及び地方支分部局等）の担当者
原子力規制委員会その他の関係省庁（中央及び地方支分部局等）の担当者
関係機関（原子力研究開発機構（JAEA）、放射線医学総合研究所等）

※作業部会の構成員は、上記を基本としつつ、地域ごとの課題や事情に応じて柔軟に設定・変更する。

※市町村の担当者及び電力事業者は、オブザーバーとして作業部会に参加することができることとするが、市町村の課題については道府県担当者が代表する。

島根原子力発電所系統図(2号機)



写

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センター周辺環境
保全等に関する協定書

鳥取県(以下「甲」という。)、三朝町(以下「乙」という。)及び国立研究開発法人日本原子力研究開発機構(以下「丙」という。)は、丙の人形峠環境技術センター(以下「センター」という。)の事業に関し、センター周辺の住民の健康を保護し、生活環境を保全するとともに、良好な自然環境を確保することを本旨として、次のとおり協定を締結する。

(関係法令の遵守等)

- 第1条 丙は、センターにおいて行う施設の建設及び施設の運営管理に当たっては、関係法令及び条例を遵守することはもとより、更に安全確保及び公害の防止並びに環境の保全に万全の措置を講ずるものとする。
- 2 丙は、施設の保安規定を遵守するほか、運転及び保守にあたる要員の教育、訓練を積極的に行う等施設の運営管理に万全を期するものとする。

(放射性物質の放出等)

- 第2条 丙は、施設から放出する放射性物質及びフッ素等について、丙が別に定める管理目標値により管理するものとする。また、その放出低減について最善の努力をするものとする。

(自然環境の保全)

- 第3条 丙は、地域の自然環境を保全するため、センター内の自然の保護、緑化等を積極的に進めるものとする。

(防災対策)

- 第4条 丙は、防災体制の充実強化を図るとともに、甲及び乙が実施する地域の防災対策に積極的に協力するものとする。

(新增設計画)

- 第5条 丙は、施設の新増設を計画し、又はその計画を変更しようとするときは、甲及び乙に報告するものとする。
- 2 甲及び乙は前項に関し意見のあるときは、丙に対して意見を述べるができるものとする。
- 3 丙は、前項の規定による意見があったときは、誠意をもって対応するものとする。

(放射性物質等の監視体制の強化)

- 第6条 丙は、施設から放出する放射性物質及びフッ素等について、監視体制の充実強化を図るものとする。
- 2 甲及び丙は、それぞれが別に定める監視測定計画に基づいて監視測定を実施するものとする。
- 3 丙は、甲が実施する監視測定に協力するものとする。
- 4 丙は、第2項の規定により実施した監視測定の結果を甲及び乙に提出するものとする。
- 5 丙は、第2条に定める管理目標値を超える数値を測定したときは、その都度甲及び乙に連絡するとともに、その原因の調査等適切な措置を講ずるものとする。

(測定結果の公表)

- 第7条 甲及び丙は、前条第2項の規定により実施した監視測定の結果を公表するものとする。

(平常時の報告)

第8条 丙は、甲及び乙に対し、次の各号に掲げる事項について、別に定めるところにより報告するものとする。

- (1) 各年度の事業計画
- (2) 施設の運転状況
- (3) 施設の建設工事の進捗状況

(通報)

第9条 丙は、次の各号に掲げる事態が発生したときは、直ちに甲及び乙に通報するとともに、適切な措置を講じ、その状況を報告するものとする。

- (1) 法令に定める値を超えた被ばく又は環境への放出があったとき。
- (2) 施設に放射性物質及びフッ素の使用又は取扱いに支障を及ぼす故障があったとき。
- (3) 放射性物質及びフッ素の輸送中に事故があったとき。
- (4) 放射性物質の盗取又は所在不明が生じたとき。
- (5) センター内で火災その他の災害等の緊急事態が発生したとき。

(現地確認等)

第10条 甲又は乙は、この協定の施行に必要な限度において、丙に報告を求め、又はその職員にセンターの現地確認をさせることができるものとする。

- 2 丙は、前項の現地確認に協力するものとする。
- 3 甲及び乙は、第1項に定める現地確認において意見のあるときは、丙に対して意見を述べるができるものとする。
- 4 丙は、前項の規定による意見があったときは、誠意をもって対応するものとする。

(苦情等の処理)

第11条 丙は、施設の建設及び運営管理等に関して環境保全及び安全確保に係る苦情又は紛争が生じた場合は、誠意をもって適切な措置をとり、その解決にあたるものとする。

(損害の補償)

第12条 丙は、丙の事業に起因して、地域住民に損害を与えたときは、誠意をもってその損害を補償するものとする。

(覚書の締結)

第13条 この協定の施行にあたり必要があるときは、甲、乙及び丙は、別に協議の上、細目等に関し、覚書を締結するものとする。

(協議)

第14条 丙この協定に定める事項を変更しようとするとき若しくは解釈に疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

附則

- 1 この協定は、センター内の施設（鉱山保安法（昭和24年法律第70号）の適用を受ける施設を除く。）を対象とする。

この協定締結の証として、本書3通を作成し、甲、乙及び丙において記名押印の上、それぞれ1通を保有するものとする。

平成30年12月25日

甲 鳥取県鳥取市東町一丁目220番地
鳥取県
鳥取県知事 平井伸治

乙 鳥取県東伯郡三朝町大字大瀬999-2
三朝町
三朝町長 松浦弘幸

丙 茨城県那珂郡東海村大字舟石川765番地1
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
理事長 児玉敏雄

写

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センター周辺環境
保全等に関する覚書

鳥取県（以下「甲」という。）、三朝町（以下「乙」という。）及び国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「丙」という。）は、平成30年12月25日に締結した国立研究開発法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センター周辺環境保全等に関する協定書（以下「協定」という。）第13条の規定に基づき、次のとおり覚書を締結する。

（新增設計画の範囲）

第1条 協定第5条第1項に規定する「施設」は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）及び放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号）に基づく許認可を必要とするもの並びに地域の環境保全に密接な関係を有するものとし、軽易なものを除くものとする。

（測定計画及びその結果の提出等）

第2条 協定第6条第2項の規定に基づく監視測定計画については、甲及び丙が年度開始前までに定めるものとする。
2 協定第6条第4項の規定に基づき丙が甲及び乙に対して行う監視測定の結果の提出は、四半期毎の測定結果について、当該四半期終了後1月以内に行うものとする。
3 協定第6条第5項に規定する「連絡」は、状況に応じ文書又は電話で行うものとする。

（報告）

第3条 協定第8条に規定する「報告」は、文書で行うものとし、その時期及び回数は、次のとおりとする。
（1）各年度の事業計画については、当該年度当初に行うものとする。
（2）施設の運転状況及び施設の建設工事の進捗状況については、四半期毎に当該四半期終了後1月以内に行うものとする。

（通報）

第4条 協定第9条に規定する「通報」は、直ちに電話で行うとともに、事態の経過に応じ遅滞なく文書で行うものとする。
2 協定第9条第2号に規定する「故障」は、軽易なものを除くものとする。

（現地確認等）

第5条 協定第10条第1項の規定に基づき丙の施設を現地確認する者は、あらかじめ身分及び要件を明らかにするとともに、現地確認に際しては、安全確保のため丙の保安関係の規定及び指示に従うものとする。

（協議）

第6条 この覚書に定める事項を変更しようとするとき若しくは解釈に疑義が生じたとき又はこの覚書に定めのない事項については、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

この覚書締結の証として、本書3通を作成し、甲、乙及び丙において記名押印の上、それぞれ1通を保有するものとする。

平成30年12月25日

甲 鳥取県
鳥取県知事 平井 伸 治

乙 三朝町
三朝町長 松浦 弘 幸

丙 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
理事長 児玉 敏 雄

人形峠環境技術センターでの異常事象発生時の通報基準等について

平成 20 年 1 月 16 日

独立行政法人

日本原子力研究開発機構

人形峠環境技術センター

1 異常事象発生時の通報基準

センターの施設等に異常又は異常と思われる事象が発生したときは、速やかに関係機関に通報を行う。本日御説明をさせていただき通報基準は、法律に基づいた報告事象、社会的に影響のあると考える事象をまとめた。一方、社会的に影響のない事象、例えばモータの故障があったものの、代替品により施設の維持管理に影響がないときは、通報の対象外とした。通報基準の判断に迷う事象についても通報の対象とした。

(1) 核燃料物質の不明等

- ① 濃縮ウラン・天然ウラン・放射性同位元素等の盗取・不明・脅迫行為。
- ② 核燃料物質等に起因する異常事態の発生又はそのおそれがあるとき。
- ③ 防護区域外で異常事態と思われる状態が発生又はそのおそれがあるとき。

(2) 施設の故障

- ① 施設・設備に故障が発生し、再発防止に特別な措置を必要とするとき。
- ② 故障が重大で、特別な修復方法・安全対策を講ずる必要があるとき。

(3) 安全機能の喪失

- ① 施設等の故障により安全機能（放射線障害の防止・核燃料物質等の閉じ込め機能・安全の担保）の喪失又はそのおそれがあるとき。
- ② 保安規定の定めを超えて過充填をしたとき。

(4) 排気・排水の異常

- ① 排気口・排水口の濃度が法令又は協定値を超えたとき又はそのおそれがあるとき。
- ② 排気モニタで管理できないとき・濃度確認前に誤って送水したとき。

(5) 管理区域外の漏えい

- ① 核燃料物質等が管理区域外に漏えいしたとき。
- ② 液体（非放射性を含む）が管理区域から管理区域外に拡散（広がった・流れ出た）したとき。

(6) 管理区域内の汚染

設備・容器から核燃料物質等が漏えいし、法令値を超える汚染により立ち入り制限等の措置を講じたとき又はそのおそれのあるとき。ただし、漏えいが継続し拡大のおそれがあるときは法令に係らず通報する。

(7) 臨界

- ① 保安規定に定める量以上の取扱いをしたとき。

(8) 管理区域に立入る者の被ばく

- ① 放射線業務従事者5m Sv、従事者以外の者が0.5mSvを超え又は超えるおそれがあるとき。
- ② 内部被ばく、皮膚汚染が除去できなかったとき。

(9) 人の障害

- ① 核燃料物質等の取扱い作業中に障害を負ったとき。

(10) 火災・爆発

- ① 消火器の使用・消防署へ通報したとき。

(11) 事故・故障に係る事象

- ① 原子力施設以外で、救急車の出動・台風など自然災害での被害・人の障害等

(12) 地震

- ① 鏡野町上齋原震度が4以上のとき。

通報基準は、別紙「人形峠環境技術センターにおける通報事象」を参照

2 製錬転換施設の現状

(1) 漏えい痕跡場の除染

9月13日に全ての作業を完了。

(2) 設備の改修

- ① 分析廃水配管等（使用停止配管）措置

国の許可を9月末に取得。11月1日から非管理区域の配管撤去作業を開始。

- ② 廃水配管の二重化措置

9月28日に作業を完了。

3 規則・マニュアルの見直し

(1) 転換施設処理課所掌

- ① 保守管理要領（平成 年度下期に変更予定）

配管の識別管理及び配管・ダクトの点検方法の見直しについて整備。

- ② 施設巡視点検マニュアル

マニュアルの改訂により、全ての配管・フランジの巡視点検を明文化した。

(2) 転換施設処理課以外の部署

- ① 放射線作業管理要領

予期しない汚染又は汚染のおそれのある場合は、直ちに安全管理課長へ汚染状況の確認を依頼することを明文化した。

- ② 現場対応マニュアル

緊急事態と部長が判断した場合は、現地対策本部が立ち上がる前であっても現場対応班の設置指示を明文化した。

以上

別紙

人形峠環境技術センターにおける通報事象

(1) 核燃料物質の不明等

- ① 核燃料物質等に係る脅迫が発生したとき。
- ② 核燃料物質等の盗取又は所在不明が生じたとき。
- ③ 核燃料物質等の不法持出し行為、運転に対する妨害行為、健康および安全を脅かす行為、又はそのおそれのあるとき。
- ④ 防護区域外で上記③の可能性が想定されるとき。

(2) 施設の故障

施設等の故障が発生し、再発防止対策等の特別な措置を必要とするときで、通常以外の修復方法の検討を要する場合又は別に安全確保対策を講じる必要のあるとき。

- ① 機器・設備の故障により核燃料物質の使用に支障が及んだとき。
- ② 施設内で火災・爆発が発生したとき。
- ③ 設備の運転中に管理区域の排気設備が故障し、予備系も運転できず負圧が維持できないとき。
- ④ 廃液処理設備が故障し環境への放出が認められたとき。
- ⑤ 商用電源が方向とも受電ができなくなり、非常用発電機も運転できなかったとき。
- ⑥ 計装空気コンプレッサ設備が故障し、設備の使用が停止したとき。
- ⑦ 無停電電源設備が故障し、設備の使用が停止したとき。
- ⑧ 放射線測定装置が故障し、監視機能を喪失したとき。
- ⑨ 設備の運転中、圧力、温度、重量に関する異常警報が吹鳴し、インターロックが作動しなかったとき。

(3) 安全機能の喪失

施設等の故障により、核燃料物質等を限定された区域に閉じ込める機能、外部放射線による放射線障害を防止するための放射線のしゃへい機能、その他安全を確保するため必要な機能を喪失したとき又は喪失するおそれがあるとき。

- ① ウランを取扱う設備が破損し、そのまま使用を継続すると閉じ込め機能が維持できないとき。
- ② 閉じこめ機能を有す核燃料物質等の容器（例：UF⁶）シリンダ）が破損し、そのまま使用を継続すると閉じ込め機能が維持できないとき。
- ③ UF⁶をシリンダに充填する際、保安規定に定めた最大充填量を超えて過充填したとき。

(4) 排気・排水の異常

施設等の故障により、排気施設又は排水施設による排出の状況に異常が認められたとき。

- ① 施設等が故障し、それに伴って排気口又は排水口の濃度が以下の法令又は協定に基づく値を超えたとき又は超えるおそれがあるとき

排気口： α 放射能 1.8×10^{-9} Bq/cm³（3ヶ月平均自然放射能を除く）

HF 濃度 3.3×10^{-4} Bq/m³or0.4ppb（3ヶ月平均ふっ素）

排水口： α 放射能 1×10^{-3} Bq/cm³（放出の都度自然放射能を除く）

ふっ素 8mg/L（管理区域から）0.5mg/L（河川放出）

- ② 排気において、排気モニタによる監視・測定が行えない状態で放出された場合（代替又は間接的な方法で評価できる場合を除く）。排水においては、濃度確認の前に誤送水したとき。

- ③ 上記の値以下でも、計画外の異常な放出があったとき。

(5) 管理区域外での漏えい

核燃料物質等が管理区域外で漏えいしたとき。

- ① 管理区域外の核燃料物質等を扱う廃水配管が損傷し、管理区域外に廃水が漏えいしたとき。
(核燃料物質等の量及び濃度は問わない)
 - ② 液体（非放射性を含む）が管理区域内で漏えいし、これが管理区域外に広がったとき。
- (6) 管理区域内の汚染
- 設備・容器から核燃料物質等が漏えいし、法令値を超える汚染により立ち入り制限等の措置を講じたとき又はそのおそれのあるとき。
- ただし、漏えいが継続し拡大のおそれがあるときは法令に係らず通報する。
- ① U_FシリンダからU_Fが漏えいし、汚染が発生したとき。
 - ② 放射性廃棄物ドラム缶に汚染が見つかったとき。
 - ③ 核燃料物質等の漏えい或いは漏えい痕跡から、汚染が見つかったとき。
 - ④ ウランを扱う設備からウランを含む物質等が漏えいし、汚染が発生したとき。
- (7) 臨界
- 核燃料物質が臨界に達し又は達するおそれがあるとき。
- ① 取扱量を制限している設備で核燃料物質を取り扱っているとき、保安規定に定める最大取扱量（核的制限値）を超えたとき。
 - ② U_Fシリンダを保安規定に定める臨界距離範囲以下で貯蔵したとき。
- (8) 管理区域に立ち入る者の被ばく
- 管理区域立入る者について、放射線業務従事者5mSv、従事者以外0.5mSvを超え又は超えるおそれのある被ばくがあったとき。
- ① 放射線業務従事者に P6Y を超える計画外の被ばくが発生したとき。
 - ② 従事者以外に P6Y を超える被ばくが発生したとき。
 - ③ 内部被ばくのおそれがあったとき。
 - ④ 皮膚汚染が発生し、除染しきれなかったとき。
- (9) 施設等に関する人の障害
- 前項目の他、管理区域内作業および核燃料物質等の運搬作業中に、入院治療又は入院治療を要するおそれのある障害を負ったとき。
- (10) 火災・爆発
- ① センターにおいて、火災の規模、要因に関わらず、消火器を使用したとき、又は消防署に通報したとき。
- (11) その他事故・故障に係る事象
- ① 救急車が緊急出動したとき。
 - ② 自然災害等により施設が被災したとき。
 - ③ 業務上において人の障害があったとき。（軽微な怪我、交通事故は除く）
 - ④ 事象が進展したときに法令報告事象になる可能性のあるとき。
 - ⑤ 商用電源の喪失によって非常用発電機が運転されたとき。
 - ⑥ I_{F7}、I_{F5}ポンベから I_{F7}、I_{F5}の漏えいが発生したとき。
- (12) 地震
- ① 鏡野町上齋原震度が4以上のとき。

以上

第202000306322号
発総第143号
令和3年3月9日

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
核燃料・バックエンド研究開発部門
人形峠環境技術センター
所長 木原 義之 様

鳥取県知事 平井 伸治
(公印省略)

三朝町長 松浦 弘幸
(公印省略)

人形峠環境技術センターの加工の事業に係る廃止措置計画認可に伴う
申入れについて

平成30年9月28日に貴機構から報告のあったこのことについて、下記のとおり申し入れます。ついては、貴機構の誠意ある対応を求めます。

なお今後、実施状況について確認を行うとともに、変更認可申請について安全性等を確認したいと思いますので、引き続き適切な対応をお願いします。

記

- 1 廃止措置の実施にあたっては、廃止措置計画にのっとり、各種法令を遵守し、作業員の安全管理を徹底するとともに、周辺環境に影響が及ぶことのないよう安全かつ遺漏なく実施すること。また、異常があった場合には、速やかに自治体への連絡と公表を行うこと。
- 2 住民の安全・安心の確保を第一義として、廃止措置の実施状況及び廃止措置計画の変更について、住民及び自治体に分かりやすく丁寧な説明に努めるとともに、適切な情報公開に努めること。
- 3 貯蔵している核燃料物質（六ふっ化ウラン）については、譲渡しが完了するまで適切に管理すること。
- 4 廃止措置により発生する放射性廃棄物等については、安全を第一義として、関係する規制基準等に従い、適切かつ確実な管理及び廃棄を行うこと。
- 5 人形峠環境技術センター及びその周辺では放射性廃棄物の最終処分を行わないこと。

令和4年度事業計画

令和4年4月
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
核燃料・バックエンド研究開発部門
人形峠環境技術センター

人形峠環境技術センター（以下「センター」という。）は、令和4年度から始まる日本原子力研究開発機構の第4期中長期計画（～令和10年度）に基づき「研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置」として、「安全を最優先とした持続的なバックエンド対策の着実な推進」を図るべく、ウラン取扱施設の廃止措置や鉱山関連施設の閉山措置、これらに関連する研究開発等を進めます。また、地域社会との共生及び成果普及への取り組みを継続します。

センターが推進する「ウランと環境研究プラットフォーム」については、センターが取り組む事業について、地元自治体・地域の方々・ウランと環境研究懇話会等からのご意見・ご提言を踏まえながら、また、地域住民に信頼される組織であり続けられるよう努力しながら事業を進めます。

令和4年度のセンターの取り組み事項は、以下のとおりです。

1. 安全確保・環境保全に関すること

- 1) 基本動作の徹底、法令・ルールの順守、品質マネジメント活動、リスク対策、現場コミュニケーションを図りながら業務を進めます。
- 2) 施設の安全対策として、高経年化対策、耐震化対策及び自然災害対策を進めます。
- 3) センター各施設・設備、核燃料物質及び放射性廃棄物の安全かつ適正な管理を継続します。
- 4) エネルギー管理により計画的に省資源を推進し、地球温暖化防止等、環境に配慮した業務を継続します。

2. 事業（開発・研究等）に関すること

- 1) ウラン濃縮原型プラントでは、原子力規制委員会から認可を受けた加工事業の廃止措置計画に基づき、設備の解体撤去を進めます。また、六フッ化ウランの譲渡及び譲渡に必要な詰替・洗浄設備の検討を進めます。
- 2) 濃縮工学施設では、設備の解体撤去、除染済部品のクリアランス対応等の処置を継続します。
- 3) ウラン廃棄物の処理処分の技術開発として、除染技術開発等のウラン廃棄物工学研究や安全性評価等の環境研究を進めます。

以 上

令和4年度事業計画スケジュール

項 目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1. 安全確保・環境保全に関すること												
(1) 安全確保を最優先とした事業実施活動の継続	基本動作の徹底、法令・ルールの順守、品質マネジメント活動 リスク対策、現場でのコミュニケーション等の安全活動の実施											
(2) 施設の安全対策	高経年化対策、耐震化対策及び自然災害対策の実施											
(3) 各施設・設備、核燃料物質及び放射性廃棄物の安全かつ 適正な管理	施設・設備の維持管理 核燃料物質及び放射性廃棄物の管理											
(4) 環境に配慮した事業実施活動の継続	省エネルギー、省資源活動の実施											
2. 事業（開発・研究等）に関すること												
(1) 設備の解体撤去 ・六フッ化ウランの譲渡及び詰替・洗浄設備の検討 (ウラン濃縮原型プラント)	設備の解体撤去 六フッ化ウランの譲渡及び詰替・洗浄設備の検討											
(2) 設備の解体撤去 ・除染済部品のクリアランス対応 (濃縮工学施設)	設備の解体撤去、クリアランス対応											
(3) 除染技術開発等のウラン廃棄物工学研究 ・安全性評価等の環境研究	除染技術開発等のウラン廃棄物工学研究 安全性評価等の環境研究											

人形峠環境技術センターの事業計画案 「ウランと環境研究プラットフォーム」構想

平成28年12月21日、人形峠環境技術センターは、これまでの研究開発を通じて蓄積されたウランの取扱いに関する経験や人材を総合的に有するセンターのポテンシャルと、地域の特徴を活かした新たな研究開発を通じて、廃止措置の安全向上のみならず地域・国際社会への貢献を目指す「ウランと環境研究プラットフォーム」構想を発表しました。

今後、第二期環境研究懇話会の開催を計画しており、センターが進めるウランと環境研究について、研究開発活動の効率化・活性化・研究活動を通じた地域共生、研究活動の安全・安心等の視点からご意見やご提言をいただき、事業を進めていきます。

別添1

人形峠環境技術センターの事業計画案の概要-「ウランと環境研究プラットフォーム」構想-

人形峠環境技術センターでは、核燃料サイクルのフロントエンドの研究開発を60年以上にわたり進めてきました。平成13年3月のウラン濃縮原型プラント運転終了をもって、フロントエンドの研究開発を終え、その後は、これらの施設の解体や除染技術の研究開発を行ってきました。今後は、廃止措置を着実に進めるために不可欠な、ウラン廃棄物を安全に処理・処分するための研究開発に着手する予定です。「ウランと環境研究プラットフォーム」構想は、廃止措置を着実に進めるために必要なウランと環境をテーマとした研究開発(環境研究・ウラン廃棄物工学研究)を通じて、地域・国際社会への貢献を目指す仕組みです。



環境研究

地表や浅い地中でウラン等がどのように移動しているかを研究します。

- ✓ 人形峠のような山間地で、放射性物質(ウラン等)や有害物質(重金属等)が地下水や河川によって移動する様子を解析するための情報を大学等に提供し、水資源管理や環境対策等の研究に貢献します。
- ✓ 中国地方の地形が、どのように変化してきたかを知るために役立つ情報を大学等の教育機関に提供するなどして、理科(地球科学)教育等に貢献します。

環境研究成果は埋設実証試験施設的设计等に役立ちます。また、このような施設が環境変化から受ける影響を調べます。

ウラン廃棄物を処分するための処理技術の研究開発成果を埋設実証試験施設を使って確認します。

埋設実証試験施設のイメージ

ウラン廃棄物工学研究

- ✓ 汚泥のような廃棄物(スラッジ類)から有害物質(重金属等)や放射性物質(ウラン等)を取り除く技術の研究開発を通じて得られた成果を民間企業等に提供し、排水処理や有用・有害金属を取り除く技術等の研究に貢献します。
- ✓ 放射線計測技術・分析技術を大学等に提供し、微量放射能の測定や自然環境中の放射能分布調査等の研究に貢献します。

ウラン廃棄物を安全で合理的に処分するために必要な処理技術を確立します。

※環境省 廃止措置の中間評価資料について (http://www.env.go.jp/chukandoshu/action/briefing_session/pdf/dsjou_ryuukan.pdf(参照:平成29年11月8日))

(出典：人形峠環境技術センターホームページ)

人形峠環境技術センター 施設の沿革

製錬転換施設

昭和54年11月	製錬転換施設工事に着工
昭和57年3月	製錬転換施設全面運転開始
昭和57年12月	製錬転換施設で製造した六フッ化ウランを初出荷
	回収ウラン転換試験開始
昭和63年8月	回収ウラン利用実証試験研究開始
平成2年9月	回収ウラン利用実証試験研究終了
平成3年6月	回収ウラン転換実用化試験開始
平成4年8月	脱硝工程高度化確認試験開始
平成6年8月	回収ウラン転換実用化試験運転開始
平成11年7月	回収ウラン転換実用化試験運転を終了
平成12年9月	製錬転換施設の湿式設備解体を開始
平成13年4月	四フッ化ウラン破碎乾燥試験開始
平成14年3月	製錬転換施設の湿式設備解体を終了
平成19年3月	四フッ化ウラン破碎乾燥試験終了
平成20年4月	製錬転換施設の乾式設備解体を開始
平成24年7月	製錬転換施設の乾式設備解体を終了
平成25年1月	製錬転換施設の付帯設備解体開始

濃縮工学施設

昭和53年4月	ウラン濃縮パイロットプラントOP-1建屋工事に着手
昭和53年7月	ウラン濃縮建設所を設置
昭和54年9月	ウラン濃縮パイロットプラントOP-1Aとして運転開始
昭和55年4月	ウラン濃縮パイロットプラントOP-2建屋工事に着手
昭和55年10月	ウラン濃縮パイロットプラントOP-1B運転開始
昭和56年4月	ウラン濃縮パイロットプラントの製品を初出荷
昭和57年3月	ウラン濃縮パイロットプラントOP-2運転開始（全面運転）
昭和57年12月	ウラン濃縮パイロットプラントで濃縮したウランを「ふげん」に初出荷
昭和61年7月	ウラン濃縮パイロットプラントより再濃縮ウラン初出荷
平成2年3月	ウラン濃縮パイロットプラント試験終了
平成3年6月	高性能遠心分離機実用規模カスケード試験装置準備着手
平成3年10月	ウラン濃縮パイロットプラントを濃縮工学施設と改称
平成4年3月	実用規模カスケード試験装置建設工事着手
平成5年3月	実用規模カスケード試験装置完成
平成5年5月	実用規模カスケード試験装置運転試験開始
平成8年8月	遠心機処理設備建設工事着手
平成9年3月	実用規模カスケード試験装置運転試験終了
平成12年9月	遠心機処理設備のホット試験を開始
平成23年12月	放射能濃度の「測定及び評価の方法」（クリアランス測定方法）申請
平成24年8月	放射能濃度の「測定及び評価の方法」（クリアランス測定方法）の認可
平成25年11月	放射能濃度に係る確認（クリアランス確認）申請
平成26年3月	放射能濃度に係る確認証（クリアランス確認）受領
平成26年6月	OP-1ウラン操作室、OP-2ブレンディング室の設備解体に着手

ウラン濃縮原型プラント

昭和59年10月	ウラン濃縮原型プラント敷地造成工事に着手
昭和60年11月	加工事業の許可を受け、ウラン濃縮原型プラントの建設に着手
昭和61年11月	加工事業の変更許可を受け、ウラン濃縮原型プラントDOP-2建屋工事に着工
昭和63年4月	ウラン濃縮原型プラントDOP-1操業開始
平成元年5月	ウラン濃縮原型プラントDOP-2操業開始（全面運転）
平成8年9月	ウラン濃縮原型プラントによる回収ウランの再濃縮開始
平成11年11月	ウラン濃縮原型プラントDOP-2の運転終了
平成13年3月	ウラン濃縮原型プラントDOP-1の運転終了
平成13年11月	滞留ウラン回収試験開始
平成14年12月	滞留ウラン除去・回収試験開始
平成19年11月	第2運転単位（DOP-2）の滞留ウラン除去・回収試験終了
平成26年～	第1運転単位（DOP-1）の滞留ウラン除去・回収に向けての準備
平成29年3月	ウラン濃縮原型プラントDOP-1のほとんどのウランを回収

(出典：人形峠環境技術センターホームページ)

令和4年度平常時モニタリング測定計画

1 目的

県は、県民の安全を守るため、島根原子力発電所及び人形峠環境技術センターに起因する放射性物質による環境への影響及び住民の線量等の推定、評価を行うため毎年度測定計画を定めて調査を行う。

2 島根原子力発電所周辺

(1) 実施機関

原子力環境センター

(2) 測定項目等

ア 空間放射線

表 2-1 測定項目（空間放射線）

項目	測定地点	測定月	備考
線量率	境港市上道町（境港局） ①	連続	固定型モニタリングポスト
	米子市河崎（米子局） ②		
積算線量	境港市上道町（境港局） ①	4～6月 7～9月 10～12月 1～3月	蛍光ガラス線量計（RPLD）
	米子市河崎（米子局） ②		
	境港市外江町（外江公民館） ③		
	境港市渡町（渡公民館） ④		
	境港市竹内町（余子公民館） ⑤		
	境港市財ノ木町（中浜公民館） ⑥		
	米子市和田町（和田公民館） ⑦		
	米子市大崎（崎津公民館） ⑧		
	米子市彦名町（彦名公民館） ⑨		

<参考>

下記7カ所においては、緊急時における OIL 判断に使用するとともに、放射線に係る理解向上など普及啓発と広報を目的に、平常時から空間放射線量の測定・データ公開を行っている。

- ③ 境港市外江町（外江公民館）
- ⑤ 境港市竹内町（余子公民館）
- ⑥ 境港市財ノ木町（中浜公民館）
- ⑦ 米子市和田町（和田公民館）
- ⑨ 米子市彦名町（彦名公民館）
- ⑩ 米子市大篠津町（大篠津公民館）
- ⑪ 米子市夜見町（夜見公民館）

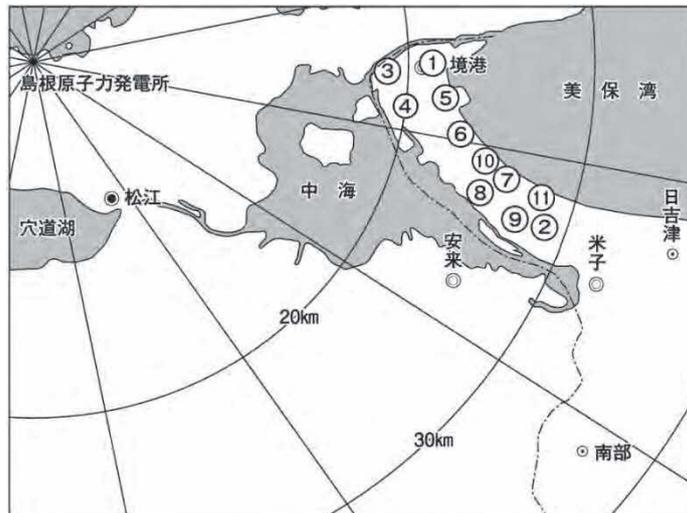


図 2-1 調査地点図（空間放射線）

イ 環境試料中の全 α 及び全 β 放射能

表 2-2 測定項目 (全 α 及び全 β 放射能)

区分	測定地点	測定月	備考
浮遊じん	境港市上道町 (境港局) A	連続	ダストモニタ
	米子市河崎 (米子局) B		

ウ 環境試料中の放射性核種の分析

(ア) γ 線スペクトロメトリー

・対象核種：Mn-54、Fe-59、Co-58、Co-60、Cs-137、I-131

表 2-3 測定項目 (核種分析)

区分	試料	採取地点	採取月
浮遊じん	浮遊じん	境港市上道町 (境港局) A	毎月
		米子市河崎 (米子局) B	
降下物	降下物	境港市上道町 (境港局) A	毎月
		米子市河崎 (米子局) B	
陸水	水道水 (蛇口水)	境港市上道町 A	5月、11月
	水道水 (原水)	米子市河崎 B	
		米子市福市 C (米子市水道局福市着水井)	
	池水	境港市小篠津町 D	11月
植物	松葉	境港市幸神町 E	10月
		米子市夜見町 F	
陸土	陸土	境港市馬場崎町 G	7月
		米子市河崎 B	
海水	表層水	米子市葭津地先 H	4月、10月
		米子市大篠津町地先 I	5月、11月
海底土	底質 (表層)	米子市葭津地先 H	10月
		米子市大篠津町地先 I	11月
農産物	精米	米子市夜見町 J	10月
	白ネギ	境港市中海干拓地 K	12月
	大根 (葉、根)	境港市中海干拓地 K	12月
海産物	ワカメ	境港市近海	4月
	イワガキ		7月
	セイゴ		10月
	ナマコ		3月

(イ) トリチウム分析

・対象核種：H-3

表 2-4 測定項目 (核種分析)

区分	試料	採取地点	採取月
陸水	水道水 (蛇口水)	境港市上道町 A	5月
		米子市河崎 B	
	水道水 (原水)	米子市福市 C (米子市水道局福市着水井)	
	池水	境港市小篠津町 D	11月
海水	表層水	米子市葭津地先 H	10月
		米子市大篠津町地先 I	11月

(ウ) ストロンチウム分析

・対象核種：Sr-90

表 2-5 測定項目 (核種分析)

区分	試料	採取地点	採取月
陸土	陸土	境港市馬場崎町 G	7月
		米子市河崎 B	
農産物	白ネギ	境港市中海干拓地 K	12月
海産物	ワカメ	境港市近海	4月
	イワガキ		7月

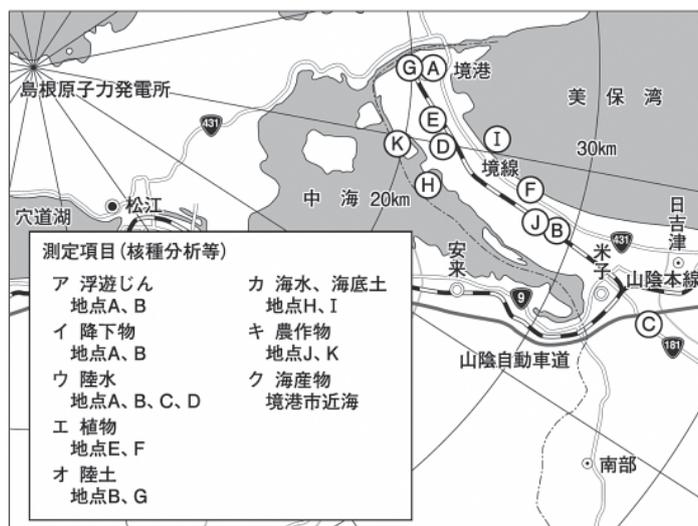


図 2-2 調査地点図 (核種分析等)

エ 測定法及び測定機器

表 2-6 測定法及び測定機器

項目	区分	計測試料	分析法	測定機器
空間放射線	線量率	—	放射能測定法シリーズ「連続モニタによる環境γ線測定法」	NaI(Tl)シンチレーション検出器 (固定型) 日立製作所製 MSR-R54-21545R1 (可搬型) 富士電機製 NAH37401-B-BY2YY-S 日立製作所製 MAR-1561BR3
	積算線量	—	放射能測定法シリーズ「蛍光ガラス線量計を用いた環境γ線測定法」	蛍光ガラス線量計 (RPLD) 千代田テクノル製 ガラス線量計素子
環境試料 (全α及び全β放射能)	浮遊じん	捕集フィルター	放射線測定法シリーズ「全β放射能測定法」、JISZ4316「放射性ダストモニタ」(3時間集じんし、3時間測定)	ZnS(Ag)+プラスチックシンチレーション検出器 日立製作所製 DSM-RC52-20089-1
環境試料 (γ線核種分析)	浮遊じん	捕集フィルター	放射能測定法シリーズ「ゲルマニウム半導体検出器によるγ線スペクトロメトリー」	ゲルマニウム半導体検出器 セイコー・イージーアンドジー製 GEM30-70
	降下物	濃縮物		
	陸水	濃縮物		
	陸土	風乾物		
	海底土	風乾物		
	海水	吸着物		
	植物	灰化物 (※)		
	農産物			
海産物				
環境試料 (トリチウム)	陸水	蒸留物	放射能測定法シリーズ「トリチウム分析法」	液体シンチレーションカウンタ 日立製作所製 LSC-LB7
	海水			
環境試料 (ストロンチウム)	陸土	化学処理後の沈殿物	放射能測定法シリーズ「放射性ストロンチウム分析法」	低バックグラウンドベータ線測定装置 日立製作所製 LBC-4501
	海水			
	農産物			
	海産物			

※植物、農産物、海産物(ワカメ)については、生試料でI-131を測定後、灰化処理し、再度測定

(3) 測定結果の評価方法

空間放射線等の測定結果については、「平常の変動幅」と比較し、これを超過した項目については、気象要因等の自然条件の変化、原子力施設の稼働状況等を調査して、原因について検討する。

また、データの蓄積量が少ないものについては、本調査結果に加え、島根県のデータ等の関連資料を参考に評価を行う。

3 人形峠環境技術センター周辺

(1) 実施機関

原子力環境センター、中部総合事務所環境建築局（分析は一部委託で実施）

(2) 測定項目等

ア 空間放射線

表3-1 測定項目（空間放射線）

測定項目	測定地点								測定月	備考
	木 地 山	栗 祖	加 谷	穴 鴨	小 河 内	福 吉	実 光	鉛 山		
線量率	○								連続	固定局
		○				○	○	○	6月、9月 12月、3月	モニタリング車
積算線量		○	○	○	○	○	○	○	3～5月 6～8月 9～11月 12～2月	蛍光ガラス線量計 (RPLD)

イ 環境試料中の全α及び全β放射能、フッ素

表3-2 測定項目（全α、全β、フッ素）

区分	測定項目	測定地点								測定月	備考	
		木 地 山	栗 祖	加 谷	穴 鴨	小 河 内	福 吉	実 光	鉛 山			
浮遊 じん	全α放射能	○								連続	固定局	
	全α及び 全β放射能		○					○	○	○	6月、9月 12月、3月	モニタリング車
	フッ素	○									連続	固定局

ウ 環境試料中の放射性核種等の分析

測定対象：U-238、フッ素（陸水のみ）

表3-3 測定項目（核種分析等）

区分		採取地点								採取月
		木 地 山	栗 祖	加 谷	穴 鴨	小 河 内	福 吉	実 光	鉛 山	
陸水	河川水		○	○	○	○				7月、11月、1月
	飲料水		○	○	○	○				7月、8月、11月、1月
土壌	河底土		○	○	○	○				7月、11月
	水田土			○	○	○				7月、11月
	畑土				○	○				7月、11月
	未耕土		○	○						7月、11月



図 3-1 モニタリング地点

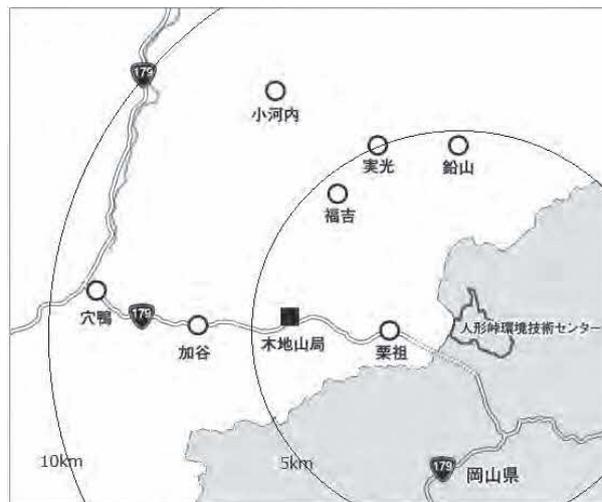


図 3-2 モニタリング地点 (詳細)

エ 測定法及び測定機器

表 3-4 測定法及び測定機器 (空間放射線、全 α 、全 β 、フッ素)

区分	対象	計測試料	分析法	測定機器
空間放射線	線量率	—	放射能測定法シリーズ「連続モニタによる環境 γ 線測定法」	NaI (Tl) シンチレーション検出器 日立製作所製 MSR-R54-21034R1
	積算線量	—	放射能測定法シリーズ「蛍光ガラス線量計を用いた環境 γ 線測定法」	蛍光ガラス線量計 (RPLD) 千代田テクノル製 ガラス線量計素子
環境試料 ・浮遊じん ・大気	浮遊じん (全 α)	捕集フィルター	放射線測定法シリーズ「全 β 放射能測定法」、JISZ4316「放射性ダストモニタ」 (3時間集じんし、3時間経過後、3時間測定)	ZnS(Ag) シンチレーション検出器 (固定局) 日立製作所製 MDR-RC52-21725
	浮遊じん (全 α 、 β)	捕集フィルター	放射能測定法シリーズ「全 β 放射能測定法 (1000リットル (約20分間) 集じん後、測定)	ZnS(Ag) + プラスチックシンチレーション検出器 (モニタリング車) 日立製作所製 ASM-1609
	大気 (フッ素)	大気	JISK0105「排ガス中のふっ素化合物分析方法」 (イオン電極法・3時間捕集)	双イオン電極測定法電位差計 (固定局) 京都電子工業製 HF-48

表 3-5 測定法及び測定機器（核種分析等）

項目	測定項目	測定方法	測定機器
環境試料 ・陸水 ・土壌	U-238	放射能測定法シリーズ「ウラン分析法」	<ul style="list-style-type: none"> ・陸水（※） ICP 質量分析装置 パーキンエルマー・ジャパン製 Nex ION 1000 ・土壌 シリコン半導体検出器 (外部委託)
	フッ素	JISK0102「工業排水試験法」	<ul style="list-style-type: none"> ・陸水（※） イオンクロマトグラフ サーモフィッシャーサイエンティフィック製 Dionex Integrion RFIC

注：陸水（U-238、フッ素）の測定（※）を除き、採取及び分析は外部委託で実施。
※令和3年度から原子力環境センターで測定を実施。

オ 原子力環境センターでの測定の検討

環境試料の測定について、これまで外部委託で実施してきたが、緊急時モニタリングに備え、原子力環境センターでの分析技術の確立を図るため、並行測定を実施し、直営での実施について検討を行う。

表 3-6 測定項目（原子力環境センター）

区分	測定項目	採取地点				採取月
		栗祖	加谷	穴鴨	小河内	
土壌	河底土	○	○	○	○	7月、11月
	水田土		○	○	○	7月、11月
	畑土			○	○	7月、11月
	未耕土	○	○			7月、11月

(3) 測定結果の評価方法

空間放射線等の測定結果については、「平常の変動幅」と比較し、これを超過した項目については、気象要因等の自然条件の変化、原子力施設の稼働状況等を調査して、原因について検討する。

4 公表

結果については、鳥取県原子力安全顧問の評価を受けた上で、環境放射線等測定結果報告書として公表する。

また、モニタリングポストの空間放射線量率等の結果については、県のホームページにおいてリアルタイムで公表する。

コンクリート屋内退避施設一覧

◎米子市:コンクリート屋内退避施設の看板設置一覧(9箇所)

施設名	住所
大篠津公民館	米子市大篠津町1619-1
崎津公民館	米子市大崎1466-4
和田公民館	米子市和田町1829-1
富益公民館	米子市富益町788
彦名公民館	米子市彦名町2850-2
夜見公民館	米子市夜見町1679-11
河崎公民館	米子市河崎2620
加茂公民館	米子市両三柳3292
住吉公民館	米子市旗ヶ崎7丁目17-30

◎境港市:コンクリート屋内退避施設の看板設置一覧(17箇所)

境港市立渡小学校	境港市渡町901番地
境港市立外江小学校	境港市外江町2105番地
境港市立境小学校	境港市湊町27番地
境港市立上道小学校	境港市上道町3026番地
境港市立余子小学校	境港市竹内町3117番地
境港市立中浜小学校	境港市麦垣町432番地
旧誠道小学校	境港市誠道町2062番地
境港市立第一中学校	境港市上道町1840番地
境港市立第二中学校	境港市竹内町2438番地
境港市立第三中学校	境港市外江町1372番地
境港市渡公民館	境港市渡町1356番地の1
境港市外江公民館	境港市外江町2062番地1
境港市境公民館	境港市湊町1番地
境港市上道公民館	境港市上道町3186番地
境港市余子公民館	境港市竹内町393番地の2
境港市誠道公民館	境港市誠道町220番地の3
境港市中浜公民館	境港市財ノ木町668番地

放射線防護対策施設一覧

速やかな避難が困難な方が一時的に屋内退避できる施設（気密性の確保、放射性物質の影響緩和（外気の放射性物質除去等）等の対策を実施）

施設名	電話番号
社会福祉法人恩賜財団 鳥取県済生会境港総合病院（境港市米川町44番地）	0859-42-3161
社会福祉法人しらゆり会「光洋の里」（境港市渡町2480）	0859-45-5400
医療法人・社会福祉法人真誠会「弓浜ホスピタウン」（米子市大崎1511-1）	0859-48-2331
医療法人・社会福祉法人真誠会「介護老人保健施設ゆうとぴあ」（米子市河崎581-3）	0859-24-5666

原子力防災講演会の開催状況(令和2年度以前)

第11回(令和2年度) ※リモート講演

日時	令和2年9月5日(土)13:30～15:00	9月6日(日)10:30～12:00
会場	境港市保健相談センター講堂	米子市福祉保健相談センター会議室
参加者	県民等約10名	県民等約19名
内容	目に見えない放射線について考えてみましょう	
講師	東京都市大学工学部 原子力研究所 客員准教授 岡田 往子氏	
実施体制	主催:鳥取県・境港市・米子市 後援:西部町村	

第10回(令和元年度)

日時	令和元年7月6日(土)13:30～15:50	令和元年7月7日(日)10:30～13:50
会場	境港市保健相談センター講堂	米子市立図書館 多目的研修室
参加者	県民等約43名	県民等約44名
内容	放射線の人体への影響～原子力災害時における住民の対応～	
講師	横浜薬科大学健康薬学科/放射線科学研究室 教授 加藤 真介氏	
実施体制	主催:鳥取県・境港市・米子市 後援:西部町村	

第9回(平成30年度)

日時	平成30年7月8日(日)10:30～12:10	
会場	境港市保健相談センター講堂 ※米子会場は大雨警報発令等のため中止	
参加者	県民等約85名	
内容	原子力災害時の対応方法	
講師	東京大学特任専門職員 飯塚 裕幸氏	
実施体制	主催:鳥取県・境港市 後援:米子市・西部町村	

第8回(平成29年度)

日時	平成29年6月17日(土)13:30～15:00	平成29年6月18日(日)10:00～11:30
会場	米子市役所本庁舎4階401会議室	境港市保健相談センター講堂
参加者	県民等約50名	県民等約50名
内容	放射線と私たちの健康～長崎大学川内村復興推進拠点での活動～	
講師	長崎大学原爆後障害医療研究所助教 折田 真紀子氏	
実施体制	主催:鳥取県・境港市 後援:米子市・西部町村	

第7回(平成28年度)

日時	平成28年6月9日(日)13:30～15:30	
会場	米子市福祉保健総合センターふれあいの里大会議室	
参加者	県民等約120名	
内容	放射線被ばくによる人体への影響とその防護	
講師	弘前大学被ばく医療総合研究所教授 床次 真司氏	
実施体制	主催:鳥取県・米子市・境港市、後援:西部町村	

第6回(平成27年度)

日時	平成27年5月16日(土)13:30～15:30	
会場	夢みなとタワー夢みなとシアター	
参加者	県民等約140名	
内容	放射線の基礎知識・放射線被ばくと人体への影響	
講師	長崎大学原爆後障害医療研究所教授 高村 昇氏	
実施体制	主催:鳥取県・米子市・境港市、後援:西部町村	

第5回(平成26年度)

日時	平成26年4月19日(土)13:30～15:30	
会場	米子コンベンションセンター小ホール	
参加者	県民等約110名	
内容	放射線の基礎とリスクの考え方	
講師	広島大学大学院工学研究院教授 遠藤 暁氏(県原子力防災専門家委員)	
実施体制	主催:鳥取県・米子市・境港市、後援:西部町村	

第4回(平成25年度) ※国民保護講座として開催

日時	平成26年1月26日(日)13:30～15:10
会場	さざんか会館(鳥取市総合福祉センター)大会議室
参加者	県民等定員:200名
内容	放射線の基礎知識と防護対策
講師	福山大学工学部教授 占部 逸正氏(県原子力防災専門家委員)
実施体制	主催:鳥取県、後援:東部市町

第3回(平成25年度)

日時	平成25年8月18日(日)10:00～12:00
会場	境港市文化ホール
参加者	県民等約180名
内容	放射線からまもる一被ばくと健康リスクを考える
講師	大分県立看護科学大学教授 甲斐 倫明氏(県原子力防災専門家委員)
実施体制	主催:鳥取県・米子市・境港市、後援:西部町村

第2回(平成24年度) ※国民保護講座として開催

日時	平成25年2月17日(日)10:00～12:00
会場	米子市福祉保健総合センターふれあいの里大会議室
参加者	県民等定員:300名
内容	放射線の基礎知識、放射線からの防護対策
講師	(独)放射線医学総合研究所主任研究員 勝部 孝則氏
実施体制	主催:鳥取県・米子市・境港市、後援:西部町村・自衛隊鳥取地方協力本部

第1回(平成23年度) ※国民保護講座として開催

日時	平成24年1月14日(土)10:30～12:00
会場	米子市福祉保健総合センターふれあいの里大会議室
参加者	県民等定員:300名
内容	原子力災害時における被ばく医療
講師	(独)放射線医学総合研究所特別上席研究員 山田 裕司氏
実施体制	主催:鳥取県・米子市・境港市、後援:西部町村・自衛隊鳥取地方協力本部

放射線研修会(講演会)の開催状況(令和2年度以前)

令和2年度開催内容

※実施体制は、主催:鳥取県 共催:東部・中部地域の市町

日時	令和2年10月12日(月)13:30～15:30	令和2年10月13日(火)10:30～12:10
会場	三朝町総合文化ホール 大会議室	鳥取県東部庁舎 講堂
参加者	県民、消防・市町・県職員等約43名	県民、消防・市町・県職員等46名
内容	原子力災害時における緊急時対応(放射線の基礎と測定)	
講師	近畿大学 原子力研究所 准教授 小川 喜弘氏	

令和元年度

日時	令和元年8月23日(金)10:30～12:10	令和元年8月22日(木)13:30～15:30
会場	鳥取県東部庁舎	三朝町総合文化ホール 大会議室
参加者	県民、市町・県職員等約56名	県民、市町・県職員等33名
内容	原子力災害時の対応	
講師	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構 医長 富永 隆子氏	

平成30年度

日時	平成30年8月1日(水)10:30～12:10	平成30年7月31日(火)13:30～15:00
会場	鳥取県東部庁舎	三朝町総合文化ホール 大会議室
参加者	県民、市町・県職員等約28名	県民、市町・県職員等33名
内容	原子力災害時による影響とその教訓を考える(原子力災害時の対応方法)	
講師	岡山大学医学部保健学研究科 教授 山岡 聖典氏	

平成29年度

日時	平成29年8月1日(火)10:00～11:45	平成29年7月31日(月)13:30～15:00
会場	鳥取県東部庁舎	鳥取県立倉吉体育文化会館
参加者	市町・県職員等約20名	市町・県職員等約20名
内容	福島第一原発事故の教訓を得て～今から学ぶ放射線と健康影響～	
講師	公益法人原子力安全研究協会 研究参与 菊地 透氏	

平成28年度

日時	平成28年7月29日(金)9:30～11:30	平成28年7月28日(木)13:30～15:30
会場	鳥取県東部庁舎	エキパル倉吉
参加者	市町・県職員等約20名	市町・県職員等約20名
内容	放射線の基礎知識と人体への影響	
講師	広島国際大学保健医療学部診療放射線学科 准教授 林 慎一郎氏	

平成27年度

日時	平成27年8月5日(水)9:00～10:45	平成27年8月4日(火)13:30～15:30
会場	鳥取県東部庁舎	エキパル倉吉
参加者	市町・県職員等約30名	市町・県職員等約30名
内容	放射線の人体への影響	
講師	福井大学附属国際原子力工学研究所 教授 安田 伸宏氏	

平成26年度

日時	平成26年8月8日(金)10:00～12:00	平成26年8月7日(木)13:30～15:30
会場	鳥取県東部庁舎	鳥取県立倉吉体育文化会館
参加者	東部地域の市町・県職員等約50名	中部地域の市町・県職員等約30名
内容	放射線の基礎知識～原子力災害に備えるために知っておきたいこと～	
講師	大阪大学安全衛生管理部 講師 高橋 賢臣氏	

平成25年度

日時	平成25年8月9日(金)13:30～15:20	平成25年8月6日(火)13:30～15:30
会場	鳥取県東部庁舎	倉吉市役所本庁舎
参加者	県民及び市町・県職員等約50名	市町・県職員等約40名
内容	原子力災害に備えるために知っておきたいこと～	原子力災害に対する留意点
講師	広島国際大学准教授 林 慎一郎氏	九州大学大学院教授 池田 伸夫氏

原子力防災専門研修の開催状況(令和2年度以前)

令和2年度

日時	令和2年6月30日(火)13:30～16:30
会場	鳥取県西部総合事務所 講堂
参加者	市町・県職員、消防・警察等防災関係機関職員、県民44名
内容	[演題] 原子力発電所の安全性とリスクについて ～福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえて～
講師	東京大学大学院工学系研究科 教授 山口 彰 氏
実施体制	主催：鳥取県 共催：米子市、境港市

令和元年度

日時	令和元年12月16日(月)13:30～15:45
会場	鳥取県西部総合事務所 講堂
参加者	市町・県職員、消防・警察等防災関係機関職員、県民約100名
内容	[演題] 福島第一原発事故を教訓とした深層防護・リスク管理を含む安全への教訓 ～福島事故の原因、原子力発電所はどう安全対策を講じ、どのくらい安全なのか、 事故は起こらないのか?～
講師(兼)	東京大学大学院工学系研究科 原子力専攻原子炉工学講座 教授 岡本 孝司氏 (兼務:JAEA 廃炉国際共同研究センター センター長)
実施体制	主催：鳥取県 共催：米子市、境港市

避難先及び避難経路確認訓練の実施状況(令和元年度以前)

令和元年度実施内容

境港市	
日時	令和元年 11 月 24 日(日)9:00 ~ 18:00
会場	中浜地区夕日ヶ丘一丁目集会所、江府町立総合体育館、岩美町中央公民館、町民体育館、田後コミュニティセンターほか
参加者	境港市中浜地区夕日ヶ丘一丁目の住民18名
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・広域住民避難計画の説明 ・原子力災害時の情報伝達及び避難の流れについて研修 ・避難経路の確認 ・避難退域時検査会場 ・避難先施設の確認
実施体制	主催:境港市 共催:鳥取県、岩美町

平成29・30年度

米子市		境港市	
日時	平成 30 年 3 月 10 日(土)9:00 ~ 15:30	日時	平成 30 年 4 月 8 日(日)9:00 ~ 17:00
会場	住吉小学校、東伯総合公園体育館や成徳公民館、成徳小学校、さんさんプラザ倉吉ほか	会場	中浜公民館、名和農業者トレーニングセンターほか
参加者	米子市住吉地区の住民 34 名	参加者	境港市誠道町の住民 20 名
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・広域住民避難計画の説明 ・原子力災害時の情報伝達及び避難の流れの研修 ・避難経路の確認 ・避難退域時検査会場 ・避難先施設の確認 	内容	<ul style="list-style-type: none"> ・広域住民避難計画の説明 ・原子力災害時の情報伝達及び避難の流れの研修 ・避難経路の確認 ・避難退域時検査会場 ・避難先施設の確認
実施体制	主催:米子市 共催:鳥取県、倉吉市	実施体制	主催:境港市 共催:鳥取県、岩美町
米子市		境港市	
日時	平成30年9月23日(日)10:00 ~ 16:00	日時	平成30年9月2日(日)9:00 ~ 17:30
会場	富益公民館、東郷湖羽合臨海公園、名和農業者トレーニングセンターほか	会場	中浜公民館、伯耆町 B & G 海洋センター、八頭高校ほか
参加者	米子市富益地区西中自治会の住民 20 名	参加者	境港市中浜地区材ノ木町の住民37 名
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・広域住民避難計画の説明 ・原子力災害時の情報伝達及び避難の流れの研修 ・避難経路の確認 ・避難退域時検査会場 ・避難先施設の確認 	内容	<ul style="list-style-type: none"> ・広域住民避難計画の説明 ・原子力災害時の情報伝達及び避難の流れの研修 ・避難経路の確認 ・避難退域時検査会場 ・避難先施設の確認
実施体制	主催:米子市 共催:鳥取県、湯梨浜町	実施体制	主催:境港市 共催:鳥取県、八頭町

平成28年度

米子市		境港市	
日時	平成 29 年 3 月 29 日(水)8:30 ~ 17:00	日時	平成 29 年 3 月 26 日(日)8:30 ~ 17:00
会場	和田公民館、名和農業者トレーニングセンター、倉吉未来中心、倉吉交流プラザ、倉吉東中学校ほか	会場	境港第2市民体育館、面影地区公民館、倉田体育館ほか
参加者	米子市和田地区の住民 32 名	参加者	境港市米川町の住民12名
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・広域住民避難計画の説明 ・原子力災害時の情報伝達及び避難の流れの研修 ・避難経路の確認 ・避難退域時検査会場 ・避難先施設の確認 	内容	<ul style="list-style-type: none"> ・広域住民避難計画の説明 ・原子力災害時の情報伝達及び避難の流れの研修 ・避難経路の確認 ・避難退域時検査会場 ・避難先施設の確認
実施体制	主催:米子市 共催:鳥取県、倉吉市	実施体制	主催:境港市 共催:鳥取県、鳥取市

平成27年度

米子市		境港市	
日時	平成 27 年 9 月 30 日(水)8:00 ~ 17:00	日時	平成 28 年 3 月 13 日(日)8:30 ~ 17:30
会場	加茂公民館、名和農業者トレーニングセンター、東伯勤労者体育センター、北条体育館、農業大学校ほか	会場	中浜公民館、名和農業者トレーニングセンター、八東保健センター、丹比小学校ほか
参加者	米子市加茂地区の住民 18 名	参加者	境港市小篠津町の住民 26 名
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・広域住民避難計画の説明 ・原子力災害時の情報伝達及び避難の流れの研修 ・避難経路の確認 ・避難退域時検査会場 ・避難先施設の確認 	内容	<ul style="list-style-type: none"> ・広域住民避難計画の説明 ・原子力災害時の情報伝達及び避難の流れの研修 ・避難経路の確認 ・避難退域時検査会場 ・避難先施設の確認
実施体制	主催:米子市 共催:鳥取県、大山町、琴浦町、北栄町、三朝町、倉吉市	実施体制	主催:境港市 共催:鳥取県、八頭町

「とっとりの原子力防災」発行経緯

平成 25 年度	初めて作成（電子版）
平成 26 年度 ～ 平成 27 年度	400 部発行し、関係機関等へ配布。
平成 28 年度	500 部発行し、関係機関等へ配布。
平成 29 年度	ISSN（International Standard Serial Number、国際標準逐次刊行物番号）を取得。 500 部発行し、関係機関等へ配布。
平成 30 年度	500 部発行し、関係機関等へ配布。
平成 31 年度	550 部発行し、関係機関等へ配布。
令和 2 年度	500 部発行し、関係機関等へ配布。
令和 3 年度	500 部発行し、関係機関等へ配布。
令和 4 年度	450 部発行し、関係機関等へ配布。

発 行 令和 5 年 3 月

発行者 鳥取県（危機管理局原子力安全対策課）

〒 680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目 271 番地

電 話：0857-26-7973

ファクシミリ：0857-26-8805

ホームページ：https://www.genshiryoku.pref.tottori.jp/

E-mail：genshiryoku-anken@pref.tottori.lg.jp
